



# 企業主導型保育事業 運営ハンドブック

第3版

(2021年(令和3年)12月改訂)

公益財団法人 児童育成協会



## 目次

はじめに .....	3
1. 総論 .....	3
(1) 制度概要 .....	3
(2) 保育の概念 .....	14
(3) 保育の基本事項 .....	15
(4) 不適切な運営 .....	16
2. 職員配置 .....	16
(1) 施設長 .....	16
(2) 保育従事者 .....	17
(3) 調理員 .....	20
(4) 嘱託医等その他人員 .....	23
(5) 保育施設の運営委託等の取扱い .....	24
3. 施設基準 .....	27
(1) 乳児室、ほふく室、保育室 .....	27
(2) その他施設基準 .....	28
(3) 環境設定での留意事項 .....	31
4. 保育内容 .....	31
(1) 保育の計画 .....	31
(2) 食事の提供 .....	34
(3) 衛生管理 .....	38
(4) 健康管理 .....	39
(5) 子育て支援 .....	42
(6) 安全対策 .....	43
(7) 秘密保持 .....	45
(8) 苦情対応 .....	46
(9) 情報提供 .....	46
(10) 専門性の向上 .....	51
5. 各種運営費の解釈 .....	52
(1) 基本分単価 .....	52
(2) 延長保育加算 .....	52
(3) 夜間保育加算 .....	53
(4) 非正規労働者受入推進加算 .....	54
(5) 病児保育加算 .....	54



(6) 預かりサービス加算 .....	56
(7) 賃借料加算 .....	57
(8) 保育補助者雇上強化加算 .....	58
(9) 防犯・安全対策強化加算 .....	58
(10) 運営支援システム導入加算 .....	59
(11) 連携推進加算 .....	59
(12) 処遇改善等加算 .....	60
(13) 改修支援加算 .....	60
(14) 改修実施加算 .....	61
(15) 利用者負担額 .....	61
(16) 積立資産 .....	64
(17) 消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）の報告事務 .....	64
6. 施設等利用費（無償化）一時預かり・病児保育 .....	65
7. 経理 .....	66
8. 休止・再開報告 取下申請 .....	66
9. 指導・監査 .....	68
10. 参考フォーマット .....	69
11. 主な関係通知 .....	70



## はじめに

- ・企業主導型保育事業運営ハンドブックは、企業主導型保育事業の基本的な事項についてコンパクトに整理したものです。
- ・関係法令、要綱、要領等の通知と併せてご確認いただき、企業主導型保育事業における安心・安全な保育の実施及び施設運営管理の参考としてご活用ください。

## 1. 総論

### (1) 制度概要

国は、一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて待機児童解消加速プランに基づく2017年度（平成29年度）末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとしていました。これを受け、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講じ、企業主導型保育事業による保育の受け皿の整備が図られたところです。更に2017年（平成29年度）6月には「子育て安心プラン」が策定され、更なる促進が図られました。

企業主導型保育事業とは、企業等による事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としており、各法人のニーズを踏まえた運用が可能となっています。

運用に当たっては助成金を受給するため、本制度に関する要綱・要領、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準並びに認可外保育施設指導監督基準等の各種基準を満たさなくてはなりません。

### ① 対象事業

2021年度（令和3年度）における助成対象事業は、2021年（令和3年）4月1日から2022年（令和4年）3月31日までの間に実施する次の事業となります。

#### ア. 企業主導型保育事業（運営費）

##### （ア）新規

2016年（平成28年）4月1日以降に、新たに開始される保育施設  
※保育の受け皿を増やすという趣旨から、本事業が開始された2016年（平成28年）4月1日以降に新たに設置された保育施設を助成の対象としています（増員、空き定員の場合を除く）。2016年（平成28年）3月以前から運営していた保育施設の譲渡や廃止等に伴い、新たに開始されるものは対象とはなりません。



事例：2016年（平成28年）3月以前から運営している保育所等を廃止して、近隣に企業主導型保育施設を新たに設置する場合、対象になりますか。

⇒2016年（平成28年）3月31日以前からある保育施設等（委託事業者、関連事業者等の関係のある事業者が設置した施設を含む。本問において同じ。）の廃止が、企業主導型保育施設の設置と関連があると見なされる場合には対象となりません。企業主導型保育施設を設置した後に既存の保育施設等を廃止・移転・休止した場合にも同様に扱います。このことから、既に保育施設等を運営している事業者は計画的な設置を行う必要があります。なお、既存の保育施設等の運営状況については地方自治体に確認を行うことがあります。既存の保育施設等の廃止等により企業主導型保育施設の設置が保育の受け皿の拡大になっていない場合には助成金は返還となりますのでご注意ください。

事例：2016年（平成28年）3月以前から運営している事業所内保育施設を移転改築する場合、助成の対象になりますか。

⇒設置場所を移転する場合であっても、その場所で建て替える場合でも、取扱いは変わりません。元の施設が、2016年（平成28年）3月以前から運営している事業所内保育施設である場合には、定員を増員した場合に、①5人以上増加の場合には施設全体の整備費、②5人未満の場合には増加した定員部分の整備費が対象となります。なお、運営費の助成については定員増分に限りません。なお、既存施設が他の助成金を受けて設置したものである場合には、助成元団体とも事前に調整をしていただくようお願いいたします。

#### （イ）増員

2016年（平成28年）3月31日以前より事業所内保育事業を実施している者が、新たに定員を増やした場合の増加部分

#### （ウ）空き定員

2016年（平成28年）3月31日以前より設置事業主が雇用する労働者の監護する児童のみの保育を行っていた事業所内保育施設が、空き定員を活用し、新たに他の一般事業主が雇用する労働者の監護する児童を受入れた場合の空き定員部分



#### イ. 企業主導型保育事業（整備費）

（ア）当該年度に、新たに契約、着工する保育施設

（イ）2016年（平成28年）3月31日以前より事業所内保育事業を実施している者が、当該年度に定員を増加するために新たに契約、着工する保育施設

#### ウ. 企業主導型保育事業（施設利用給付費）

2019年（令和元年）10月からの企業主導型保育事業における幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）の実施に伴い、企業主導型保育施設に対し、無償化の対象となる児童の利用料の軽減に要する費用を助成するため、新たに「施設利用給付費」が創設されました。

詳細は、企業主導型保育事業ポータルに掲載しています。

掲載箇所は、

企業主導型保育事業ポータル（トップページ）> 既に施設運営中の法人様 > 通知等 > 目次「2. 幼児教育・保育の無償化」

[https://www.kigyounaihoiku.jp/grant\\_top/notification#musyo](https://www.kigyounaihoiku.jp/grant_top/notification#musyo)

です。

無償化の対象となる児童の要件 以下のとおり規定

i : 3歳から5歳

ア) 従業員枠を利用する児童：全ての児童

イ) 地域枠を利用する児童：市町村による保育認定（2号・3号）を受けている児童

ii : 0歳から2歳

ア) 従業員枠を利用する児童

住民税非課税世帯（利用児童の保護者等が生活保護者又は里親である場合を含む）の児童

イ) 地域枠を利用する児童

住民税非課税世帯（利用児童の保護者等が生活保護者又は里親である場合を含む）の児童であって、市町村による保育認定（2号・3号）を受けている児童

無償化の対象となる児童の利用料の設定

無償化の対象となる児童の利用料について、「施設利用給付費」として「利用者負担相当額」が交付されることを踏まえ、無償化の対象とならない児童の利用



料から、「利用者負担相当額」を減額した金額で設定する。

### 3 歳以上の副食費の実費徴収化

3 歳以上の副食費について、無償化に伴い実費により徴収することとなることから、実費徴収することができる費用を「3 歳以上の児童の主食の提供に係る費用」から「3 歳以上の児童の食事の提供に係る費用」に変更。

### エ. 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）

新型コロナウイルス感染症により企業主導型保育施設を臨時休園等した期間において、利用者が保育サービスの提供を受けていないため、臨時休園等した日数分の利用料を減額するなど、利用者に対して利用料減免を行う場合に、利用料の減額分について、臨時的な措置として助成の対象とします。（2022 年（令和 4 年）3 月まで）

施設利用給付費の助成の対象とならない児童であって、新型コロナウイルス感染症感染者や濃厚接触者が出た企業主導型保育施設が、臨時休園または登園自粛要請を事由により、施設を欠席した児童

#### <計算式>

- ・ 週 7 日間開所施設  
年齢区分ごとの利用者負担相当額×その月の上記に該当する欠席日数÷30 日
- ・ 週 6 日間開所施設  
年齢区分ごとの利用者負担相当額×その月の上記に該当する欠席日数÷25 日
- ・ 週 6 日間未満開所施設  
年齢区分ごとの利用者負担相当額×その月の上記に該当する欠席日数÷20 日

※上記計算式のいずれにおいても、企業主導型保育事業（施設利用給付費）対象児童以外の児童（詳細は企業主導型保育事業費補助金実施要綱第 3 4. (4)①アを確認のこと）に係る利用者負担額を上限とすること。

※上記計算式において、規定事由により欠席した日数が週 7 日間開所施設において 30 日、週 6 日間開所施設において 25 日、週 6 日未満開所施設において 20 日を超える場合は、当該日数を上限とすること。

※利用者負担額減免臨時給付費の詳細については、2020 年 9 月 8 日発行（2021 年 11 月 11 日更新）「新型コロナウイルス感染症に伴う企業主導型保育施設への助成等について」をご確認ください。



## ② 子ども・子育て拠出金の納付

企業主導型保育事業は、子ども・子育て拠出金を財源としています。そのため、子ども・子育て拠出金が滞納となった場合、納入されるまでの間は、助成金の支払いを保留することがあります。

毎月の月次報告時には、設置事業者の直近の子ども・子育て拠出金の納付が確認できる書類の添付が必要です。（社会保険料領収済額通知書等）

また、共同利用契約を締結する際には、共同利用契約先が一般事業主であるか（＝厚生年金適用事業所であるか＝子ども・子育て拠出金を納付しているか）を確認する必要があります。個人事業主等の場合は十分ご注意ください。

## ③利用対象者

利用対象者は「従業員枠」及び「地域枠」に大別されます。

### 【従業員枠】

従業員枠は2パターンに分類されます。

ア．事業実施者に雇用されている方が監護している児童（未就学児童に限る）

イ．事業実施者と契約を締結した法人に雇用されている方が監護している児童（未就学児童に限る）

企業間での契約（共同利用契約）が必要になります。（p49～50 参照）

※保育施設内における学童保育の実施は不可となります。

※上記のとおり、あくまで監護者であることを確認ください。

事業実施者もしくは事業実施者と契約を締結した法人に雇用されている方であっても、入園した児童の監護者に当てはまらない事例がありましたのでご注意ください。

なお、従業員枠の条件として、保護者の方が勤務している法人（団体）が一般事業主（※子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第69条第1項に定める一般事業主をいい、一般事業主から構成される団体等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げるものその他それに類するものをいう。）を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）であることが求められます。その為、特にイの形態で受入れを行う際には、各法人と契約締結前に一般事業主であることの確認を取ることが必要となります。

仮に一般事業主でない法人と契約を締結した場合、後述の地域枠の扱いとなる





可能性又は助成金が受給できない可能性があるため、ご注意ください。

※厚生年金保険法第 82 条第 1 項に規定する事業主等の子ども・子育て拠出金を負担する事業主

また、事業実施者（保育事業者型事業の事業実施者を除く）は、施設の利用定員（＝自治体及び協会に届け出している定員）の 1 割（小数点以下切り上げ。以下同じ。）以上を「自社従業員」のための枠とする必要があります。

詳しくは、2021 年（令和 3 年）4 月 27 日通知「企業主導型保育事業における「従業員枠・地域枠」に関する確認事項（令和 3 年度版）」をご確認ください。

### 【地域枠】

総定員の 50%以内であれば、地域枠の定員設定が行え、地域の児童を受入れることができます。地域枠の利用児童数が従業員枠の利用児童数を上回ることはありませんが、その場合にも総定員の 50%を超えることはできません。

定員の 50%を超える地域枠の児童の受入れがあった場合は、指導・監督における文書指摘（公表の対象）となるとともに、当該児童は助成金の対象外となりますので特にご注意ください。

### 地域枠の例

総定員 20 名（従業員枠 10 名、地域枠 10 名）のケース

- 従業員枠の利用が 5 名、地域枠の利用が 10 名の計 15 名利用の場合  
⇒地域枠の利用者が総定員の 50%以下のため、助成金受給可能
- 従業員枠の利用が 10 名、地域枠の利用が 10 名の計 20 名利用の場合  
⇒地域枠の利用者が総定員の 50%以下のため、助成金受給可能
- 従業員枠の利用が 5 名、地域枠の利用が 15 名の計 20 名利用の場合  
⇒地域枠の利用者が総定員の 50%を超えているため、超えた 5 人分は助成金の対象外

### 【地域枠・従業員枠の弾力的運用】

2017 年（平成 29 年）6 月 2 日に公表された「子育て安心プラン」に基づき、施設運営の安定を一層図ることができるよう、保育ニーズが特に多い地域において、従業員枠に空きが出た場合、設置者の判断により、当該従業員枠の空き定員を活用して、地域枠 50%の上限を超えた地域枠対象者の受入れ（以下、「弾力措置」という。）が可能となります。ただし、以下の条件をすべて満たす必要があります。



[弾力措置の条件]

- ① 弾力措置により受入れ可能な児童は、市区町村の認可保育所等への申し込みに係る利用調整の結果、入所保留の通知を受けた児童であること。
- ② 弾力措置は、原則として、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであること。
- ③ 施設定員の全てを地域枠対象者とししないこと。

※なお、弾力措置の要件を満たしていないことが判明した場合には、助成金の返還請求等の措置と併せて企業名を公表することもある。

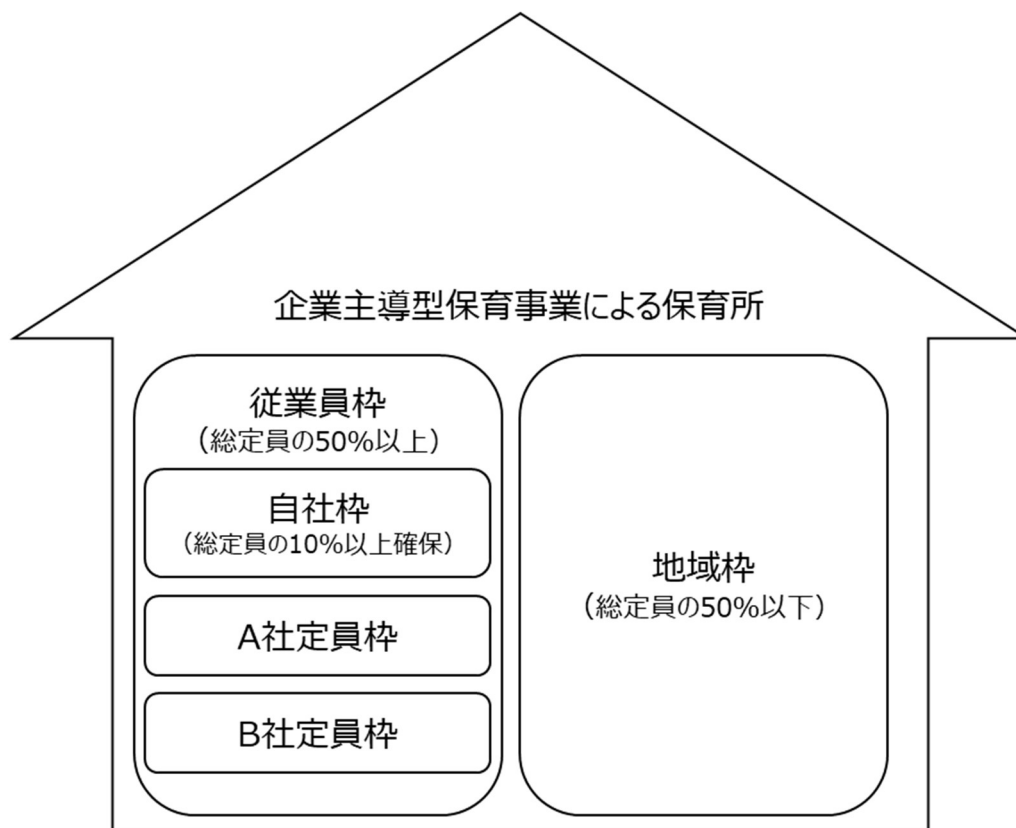
事例（従業員枠の児童が全員退園してしまった場合）：

2020年度（令和2年度）までは、従業員枠の児童が退所した結果として、在籍児童全てが地域枠となったことをもって、ただちに助成金の減額等を行わないものの、それ以降従業員枠の児童の利用があるまでの間は、新規の弾力措置は行えない、となっていました。2021年度（令和3年度）より基準を満たす従業員枠を確保することを条件に（＝定員の1割を自社従業員枠として設定し、その枠には弾力措置の適用をしない）他の空き枠で弾力措置を行うことが可能となりました。

詳しくは、2021年（令和3年度）4月27日通知「企業主導型保育事業における「従業員枠・地域枠」に関する確認事項（令和3年度版）」をご確認ください。



## 企業主導型保育事業の設置イメージ



### ④ 対象児童要件

対象児童は従業員枠及び地域枠各々において、全ての保護者で以下の要件を満たす必要があります。

#### 【従業員枠】

従業員枠であったとしても、利用申込時及び定期的に従業員以外の保護者の就労等の状況の確認は必要となります。

ア. 事業実施者に雇用されていること。

イ. 保育認定の「2号認定」または「3号認定」を受けていること。

ウ. 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第1号、第2号及び第9号に定める事由に該当すると事業実施者が認めること。

⇒第1号の解釈：「事業実施者が定める時間以上労働することを常態とすること」については、各法人の就労形態を踏まえて、必要労働時間を設定することができます。設定に際しては、勤務実態に即して保育利用ニーズが満たせるように調整ください。なお、国が定めている認可保育所等と同程度である48時間以上の時間を優先する等の配慮をお願いします。



第2号の解釈：「妊娠中であるか又は出産後間がないこと」とは主に産前産後8週間の期間を想定しています。

第9号の解釈：「育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること」とは、保護者Aさんが出産したC君のために育児休業を取得する際に、既に企業主導型保育事業を利用してAさんが監護するB君について引き続き企業主導型保育事業を利用した方がよいと判断した場合、B君について継続利用を認めることができるという規定になります。

#### 【地域枠】

特に地域枠の利用については、離職等により利用の事由が無くなる場合がありますので、年度毎定期的に就労証明の提出を保護者全員に求めるなどの確認が必要となります。

また、保育認定による利用の場合は、有効期限に留意することが必要です。

ア. 一般事業主に雇用されていること。

イ. 子ども・子育て支援法第20条に定める認定（同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げるものに限る。）を受けていること。

⇒保育認定の「2号認定」または「3号認定」を受けていること。

（対象児童要件を確認するに当たっての注意点）

- ※ 保育施設に登園している児童の全ての保護者がいずれかの状態にあることが必要となるため、入園前に確認をお願いします。
- ※ 既に認可保育所、幼稚園、認定こども園又は小規模保育所等他の給付費（公費）が支払われている施設を定期利用している児童については、企業主導型保育事業による保育施設を利用することはできませんので、ご注意ください（一時預かり事業による緊急・一時的な利用は可）。

事例：月～金曜日の7:00～18:00に開所している認可（小規模）保育所を利用している児童A君について、土曜日に企業主導型保育施設の一時預かりを利用することは可能か。

⇒可能。既に認可保育所、幼稚園、認定こども園又は小規模保育所等を定期利用している児童は、それら施設が閉所している曜日/時間において、企業主導型保育事業による保育施設の一時預かりを利用することができる。



事例：

対象乳幼児の確認で、保護者が公務員の場合も就労証明書の提示でよいですか。  
⇒民間企業同様に就労証明書をご提示いただくか、もしくは保育認定証（2号認定、3号認定）により、保育が必要であることを確認してください。  
なお、従業員枠で利用の場合においては、保護者のいずれかは「事業実施者もしくは共同設置企業、共同利用契約企業に雇用されていること」を示す必要があるため、保育認定証のみでは共同利用先の従業員であることを確認できないため、勤務先がどこか、がわかる就労証明書が必要です。  
※ただし、公的機関は共同利用契約先・設置者にはなり得ないのでご注意ください。（国立大学・国立病院など独立行政法人は除く）

## ⑤ 利用定員

定員の設定は6名以上となります。仮に利用人数（実員数）が6名を下回ったケースであっても助成金は支給されます。

※今後の定員増及び定員減については、別途お知らせします。

## ⑥ 開所日数

<週7日開所>

基本的に365日開所。週7日開所の保育施設は、休日保育を実施する保育施設という位置付けとなります。そのため年末年始、国民の休日を含めて年間を通じて開所する必要があります。（利用のニーズを確認し、1人でも利用のニーズがある場合には開所しなければなりません。全員の利用のニーズがないと確認が出来れば、閉所しても差し支えありません。）

<週6日開所>

完全週6日以上開所する保育施設という位置付けとなります。

契約時や入園のしおり等で事前に周知して保護者の同意をとっていれば、国民の休日や年末年始（12/29～1/3）の開所も可能です。

<週6日未満開所>

完全週5日以上開所する保育施設という位置付けとなります。

契約時や入園のしおり等で事前に周知して保護者の同意をとっていれば、国民の休日や年末年始（12/29～1/3）の開所も可能です。

保育の利用実績（以下保育ニーズ）がないために閉所とした場合、①実態として開



所できるだけ保育士等の雇用がない場合や②保育ニーズがなく閉所している日が恒常化している場合には、月次報告の週開所日数区分を変更（※1）して報告していただく必要があります。なお、保育ニーズに関係なく、施設側の都合により閉所した場合には、月次報告の週開所日数区分を変更（※2）して報告していただく必要があります。一方、利用予定児童の病欠の他、台風や震災などのために利用がされなかった場合については、助成対象となる欠席事由にあたるため、週開所日数区分を変更していただく必要はございません。

※1 例えば「週6日開所」の保育施設において、保育ニーズがないために閉所した日がある月が2か月続き、3か月目も同様に閉所がある場合においては、3か月目は「週6日未満開所」でご報告いただく必要があります。

※2 例えば「週6日開所」の保育施設において、施設側の都合により、閉所することが1回でもあれば、その月は「週6日未満開所」でご報告いただく必要があります。

## ⑦ 開所時間

実際の開所については、利用者のニーズに応じて曜日によって開所時間を変えることは可能です。ただし、企業主導型保育施設としての基本的な開所時間を定めていただき、その開所時間に応じて助成金額が決定されます。企業主導型保育事業における基本分単価の区分に応じた開所時間は11時間もしくは13時間となります。

例：

- ・開所日全てを12時間開所とした場合・・・11時間の基本分単価で助成
- ・週7日開所施設において、月～金→11時間開所、土日祝→13時間開所  
・・・11時間の基本分単価で助成

開所時間の11時間、13時間を超えて助成要領に基づく延長保育を行う場合には、延長保育加算を受給及び利用者から延長保育料を徴収することができます。

例：7時から21時開所で申請を行っている事業所

7時	18時	20時	21時
11時間開所（基本分単価による） =利用者負担による徴収のみ		3時間延長 =延長保育料徴収可	
13時間開所（基本分単価による） =利用者負担による徴収のみ			1時間延長 =延長保育料徴収可



## ⑧ 反社会的勢力の排除

反社会的勢力（1 暴力団 2 暴力団員 3 暴力団準構成員 4 暴力団関係者 5 総会屋、その他反社会勢力）のいずれかにも該当しないこと及び関係を有しないことが条件となっています。協会は、警察、暴力団追放センター等に照会をかけることがあります。その結果、条件を満たさないと認められた場合には取り消しを行うことがあります。

## ⑨ 施設の名称について

本事業は、内閣府が所管する事業（内閣府所管企業主導型保育事業）ですが、各々施設について内閣府が認定を行うものではありません。同様に許可、認可、推奨などの表現は利用者に誤解を与える不正確な表記となりますので、使用できません。

## (2) 保育の概念

保育施設は単に子どもを預かる場ではなく、子どもの発達にとってきわめて重要な時期を過ごす場となります。その為、子ども一人ひとりの発達状況に即した保育を踏まえ、当該児童にとって最善の利益となるよう人的・物的環境を整えることが必要となります。

保育の内容については、厚生労働大臣が定める「保育所保育指針」に準じ、企業主導型保育事業の特性に留意して保育を提供することが必要です。

### 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。





(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(参照元：「保育所保育指針（平成30年4月1日施行） 第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則 (2) 保育の目標」より)

このように保育所保育指針においても、保育所の役割は子どもの健康や人間関係・環境・言葉・表現力といった生涯にわたる基礎を養う重要な時期を過ごす場であるとともに、保育所としての専門性を生かした保護者援助に当たることが求められます。

その為、企業主導型保育事業においても、常に保育施設だけでなく設置者自身も含めて子どもにとっての最善の利益となるよう、研修の開催や子ども・保護者にとって利用しやすい環境（運営条件）を整えるなど保育の質の向上を目指していくことが必要となります。

### (3) 保育の基本事項

上記(2)にて記載のとおり、子どもの生涯にわたる人間形成に資する保育を提供するために、保育施設では子ども一人ひとりの発達や年齢に応じた保育を提供する必要があります。その為、保育施設においては、子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮した保育を提供しなくてはなりません。また、保育従事者等は、子どもと生活や遊びを通して、一人ひとりの子どもの心身の状態を把握し、その発達の援助となる保育を行うことが必要となります。

そして、これらの目標を達成するために、保育施設においては「全体的な計画」及び「指導計画」を定め、一貫性及び連続性のある保育を提供しなくてはなりません。保育所保育指針においても、「全体的な計画」及び「指導計画」は保育を提供していく中で大変重要なものとして位置付けられています。

#### 全体的な計画

ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。

イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。

ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよ





う、作成されなければならない。

(参照元：「保育所保育指針（平成30年4月1日施行） 第1章総則 3 保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画の作成」より)

企業主導型保育事業においても、子どもの発達の特長や発達過程を理解した上で、全体的な計画及び指導計画を作成することで、発達及び生活の連続性に配慮した保育を提供しなくてはなりません。

#### **(4) 不適切な運営**

##### **①定員の50%を超える地域枠児童の受入れ (p8 再掲)**

定員の50%を超える地域枠の児童の受入れがあった場合は、指導・監督における文書指摘（公表の対象）となるとともに、当該児童は助成金の対象外となりますので特にご注意ください。

##### **②弾力措置の要件を満たさない運用 (p8～9 再掲)**

弾力措置の要件を満たしていないことが判明した場合には、助成金の返還請求等の措置と併せて企業名を公表することもあります。

##### **③反社会的勢力の排除 (p14 再掲)**

反社会的勢力（1 暴力団 2 暴力団員 3 暴力団準構成員 4 暴力団関係者 5 総会屋、その他反社会勢力）のいずれかにも該当しないこと及び関係を有しないことが条件となっています。協会は、警察、暴力団追放センター等に照会をかけることがあります。その結果、条件を満たさないと認められた場合には取り消しを行うことがあります。

##### **④施設の名称について (p14 再掲)**

本事業は、内閣府が所管する事業（内閣府所管企業主導型保育事業）ですが、各々施設について内閣府が認定を行うものではありません。同様に許可、認可、推奨などの表現は利用者に誤解を与える不正確な表記となりますので、使用できません。

## **2. 職員配置**

### **(1) 施設長**

(p51 も参照のこと)

原則として、施設長（園長）を置く必要があります。資格等は求めておりませんが、児童福祉事業に従事した経験があり、保育所の役割や社会的責任を理解し、施設を適切に運営できる者を施設長（園長）とすることが望ましいです。



※児童福祉法第59条の2に定める認可外保育施設設置届には管理者名を記載することとされています。また、実施要綱第3の4の(8)の規定により、企業主導型保育施設は、保育所保育指針に準じて保育を提供することとされており、施設長には本指針に基づく、体制づくりなどの責務が求められています。このことから専任、兼務の別や勤務場所についての定めはありませんが、施設の運営管理の責任者となる管理者を置くことが望ましいです。なお、管理者が保育士資格を有している場合であっても保育業務に従事していない時間帯は保育従事者として算定することはできません。

## (2) 保育従事者

(p51 も参照のこと)

企業主導型保育事業の運営においては、質・専門性の高い保育を提供するために、認可外保育施設以上の保育従事者の資格要件・配置基準が定められております。安全かつ児童にとって最善の利益となる保育を提供するためにも、配置基準は遵守しなくてはなりません。

### ①資格要件

企業主導型保育事業においては、下記資格を保有している方が配置基準人数となります。

#### ア. 保育士

※保育士証が無い場合は保育士とみなされません。(指定保育士養成施設の卒業による保育士登録までの間の保育士登録済通知書の交付があるものを除く。) 保母資格の場合は保育士登録手続きが必要となります。

イ. 子育て支援員(「子育て支援員研修事業の実施について(平成27年5月21日雇児発0521第18号)」に規定する子育て支援員をいう。)

ウ. その他保育に従事する職員として市町村が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者

エ. イまたはウの研修を当該年度中に受講する予定のある者

上記資格要件に適合しない方は配置基準人数としてカウントされませんが、配置基準外の従事者として保育業務に携わることは可能です。

(※保育補助者雇上強化加算の項 p58 参照)

### ②配置基準人数

保育従事者の数は、次のア～エに掲げる年齢区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上を配置しなくてはなりません。

ア. 乳児(0歳児) おおむね3人につき1人

イ. 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

ウ. 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人



エ. 満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人

計算は下記手順にて行います。

A. 年齢区分毎に計算を行い、小数第二位を切り捨てる。

B. 上記Aにて算出された数字を合算した数字に1を加え、小数点第一位を四捨五入する。

<計算式>

$$\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第一位まで計算 (小数点第二位以下切り捨て))}\} + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1 = \text{必要保育従事者数 (小数点第一位四捨五入)}$$

例1) 0～2歳定員が各々5名のケース

$$\{(1 \text{ 歳} 5 \text{ 名} + 2 \text{ 歳} 5 \text{ 名}) \times 1/6 \text{ (小数点第二位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳} 5 \text{ 名} \times 1/3 \text{ (小数点第二位以下切り捨て)}\} + 1 = 1.6 + 1.6 + 1 = 4.2 \text{ (小数点第一位四捨五入)} = \text{必要保育従事者数} 4 \text{ 名}$$

例2) 0～5歳定員が各々10名ケース

$$\{(4 \text{ 歳} 10 \text{ 名} + 5 \text{ 歳} 10 \text{ 名}) \times 1/30 \text{ (小数点第二位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳} 10 \text{ 名} \times 1/20 \text{ (小数点第二位以下切り捨て)}\} + \{(1 \text{ 歳} 10 \text{ 名} + 2 \text{ 歳} 10 \text{ 名}) \times 1/6 \text{ (小数点第二位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳} 10 \text{ 名} \times 1/3 \text{ (小数点第二位以下切り捨て)}\} + 1 = 0.6 + 0.5 + 3.3 + 3.3 + 1 = 8.7 \text{ (小数点第一位四捨五入)} = \text{必要保育従事者数} 9 \text{ 名}$$

なお、児童が少なく上記計算において必要保育従事者数が1名となる場合でも、最低2名（そのうち1名以上は保育士）の保育従事者配置は必要となります。

必要保育従事者数のうち半数以上は保育士資格保有者でなくてはなりません。認可外保育施設指導監督基準において、保育士人数は1/3以上とされておりますが、企業主導型保育事業の助成金受給要件では半数以上ですのでご注意ください。

※利用定員20人以上の保育事業者型事業を実施する施設の場合、四分の三以上を保育士とする必要があります。（ただし、2019年度（令和元年度）までに企業主導型保育事業の助成を受けている施設については、2022年度（令和4年度）末までの経過措置として従前の算定の取扱い＝半数以上で構いません。）

→保育事業者型事業の実施に当たっては（5）保育施設の運営委託等の取扱いも確認のこと。

算出された必要保育従事者数の算定に当たっては、通常保育時に限り、保健師、看護師又は准看護師を、常勤換算一人に限り保育士とみなすことができますが（＝みなし保育士）、同じ時間帯において、複数人のみなし保育士の配置は不可となります。



また、非常勤保育従事者（保育士）については、勤務時間の合計を常勤職員の勤務時間に換算して計算します。

（月次報告の1人当たりの常勤換算算式）

「非常勤保育従事者（保育士）の1か月の勤務時間数の合計／保育施設の就業規則等で定めた常勤保育士の1か月の勤務時間数」（小数点第二位を四捨五入）

年齢は申請月の満年齢ではなく「年度の初日の前日における満年齢」で考えることとされています。「年度の初日の前日」とは3月31日を指しますので、助成金を受給する年度の前年度の3月31日時点の年齢が起算日となります。この考え方は年度途中入所児にも適用されますのでご注意ください。

自治体により、認可外保育施設のため「年度の初日の前日における満年齢」ではなく月初の年齢で配置基準の算出を可とするケースもありますが、企業主導型保育事業の助成金を受給するためには、「年度の初日の前日における満年齢」で計算してください。

事例：2021年（令和3年）4月1日生まれの児童について、企業主導型保育事業の月次報告における年齢の考え方を教えてください。

⇒「年齢計算ニ関スル法律」と「民法第143条」によると、年齢の考え方は「誕生日の前日が終了するとき（深夜12時）に年をひとつとる（＝満年齢に達する）」とされています。つまり、4月1日生まれの人は、法律上では3月31日（の、深夜12時）に年を取っているという考え方になり、2022年度（令和4年度）の月次報告においては1歳でご報告いただくこととなります。

開所時間の全てにおいて必要な保育従事者数を配置することが必要です。

企業主導型保育事業の運営においては、認可外保育施設を上回る保育従事者の資格要件・配置基準（※1）が定められています。

安全かつ児童にとって最善の利益となる保育を提供するためにも、開所時間の全てにおいて必要な保育従事者数（半数以上は保育士資格保有者）（※2）を配置することが必要です。

（※1）市長村の認可事業である小規模保育事業（B型）と同等の基準

（※2）利用定員20人以上の保育事業者型事業を実施する施設の場合、四分の三以上を保育士とする必要があります。（ただし、2019年度（令和元年度）までに企業主導型保育事業の助成を受けている施設については、2022年度（令和4年度）末までの経過措置として従前の算定の取扱い＝半数以上 とすることができません。）



事例：保育従事者の休憩時間中も最低 2 名配置が必要でしょうか、また、児童が 1 名の場合についてはいかがでしょうか。

⇒休憩時間中においても職員配置基準に基づく配置+1(最低 2 名配置)が必要です。児童 1 名の場合においても同様です。そのうち半数は保育士の配置が必要です。

事例：専門学校を卒業したばかりの方を雇用しました。まだ保育士証が届いていない状況ですが、保育従事者として勤務することは可能でしょうか？

⇒養成校新卒者に限っては養成校の卒業証明書があれば、保育士として勤務いただいて構いませんが、月次報告時に、保育士登録済通知書の添付が必要となります。

### (3) 調理員

給食調理を担う職員として、調理員を配置しなくてはなりません。要綱上人数の基準は設けていませんが、「食」という子どもの心身の発達に極めて重要な影響を与えることに携わるとともに、アレルギー除去食対応など専門性の高い業務を行うに当たって、参照すべき基準を下記に記載します。

- ①利用定員 40 人以下の施設は 1 人
- ②利用定員 41 人以上 150 人以下の施設は 2 人
- ③利用定員 151 人以上の施設は 3 人（うち 1 人は非常勤）

なお、アレルギー除去食を作るに当たり、必要な栄養素の不足が発生しないよう配置する調理員のうち 1 名は栄養士資格を保有していることが望ましいです。

また、調理業務の全部を委託する場合又は要綱の規定により給食を他施設から搬入する場合には、調理員を置かないことが可能となります。要件等については次の通知等を参考にしてください。

#### ○委託時の参照資料

保育所における調理業務の委託について（平成 10 年 2 月 18 日 児発第 86 号）

#### ○外部搬入時の参照資料

企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第 3 の 2 の (6)

#### ○助成申請、運営に当たっての留意事項（令和 3 年度） 110 番、112 番



## ○外部搬入時の条件

### ・ 共通事項

保育施設の調理業務を実施するに当たり、子どもの成長に関わる重要な業務であるため、外部搬入を行う上では、以下の要件を満たすことが必要です。

なお、各条件を満たし、外部搬入を実施する場合は同一法人内であっても、詳細を定めた覚書を交わすことが必要です。

- ①利用乳幼児に対する給食の提供の責任が企業主導型保育事業者にあり、その施設の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託業者との契約内容が確保されていること。
- ②当該企業主導型保育施設又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③調理業務の受託業者の選定に当たって、当該企業主導型保育施設による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- ④利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた給食の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の給食の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき給食を提供するよう努めること。

### ・ 満3歳以上の児童への給食提供の場合

企業主導型保育施設外で調理し、搬入する方法により実施可。

### ・ 満2歳以下の児童への給食提供の場合

同一の事業者又は資本関係がある関連事業者（同族会社を含む。）が運営する企業主導型保育施設、小規模保育事業を実施する施設、事業所内保育事業を実施する施設、社会福祉施設、幼稚園、医療機関等又は連携施設（保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の支援を受けるものとして連携契約を行っている認可保育所又は認定こども園をいう。）から搬入することやそれも難しい場合には学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（いわゆる給食センター※）から外部搬入する方法により実施可。

※2以上の義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部）と契約中の給食センターであること。





		設置者との関係		
		設置者自身	設置者の関連事業者※1	設置者が委託した事業者
場 所	自施設又は同一建物の炊事場	○	○	○
	企業主導型保育施設	○	○	×※2
	小規模保育事業の保育施設	○	○	×※2
	事業所内保育事業の保育施設	○	○	×※2
	幼稚園	○	○	×※2
	社会福祉施設・医療機関等	○	○	×※2
	義務教育諸学校・二以上の義務教育諸学校の共同調理場	○	○	○
	上記以外の料理場	×	×	×

※1 関連事業者とは資本関係がある法人（団体）を指します。

※2 設置者自身又は設置者の関連事業者が設置した保育施設、社会福祉施設・医療施設が施設内調理を委託して行っている場合に、当該施設で調理したものを企業主導型保育施設に搬入する方法は可能です。（認可外保育施設からの外部搬入も可）

事例：法人 A が設置した企業主導型保育施設の給食外部搬入のケース

- 法人 A が設置した小規模保育事業の保育施設からは搬入可能
- 関連法人である法人 B が設置した小規模保育事業の保育施設からは搬入可能
- 関連法人である法人 B が設置した小規模保育事業の保育施設内での調理業務を法人 D に委託している場合は、当該保育施設からの搬入は可能
- 関連法人でない法人 C が設置した小規模保育事業の保育施設からは搬入不可
- 関連法人でない法人 C が設置した小規模保育事業の保育施設内での調理業務を法人 D に委託している場合は、当該保育施設からの搬入は不可

事例：同一建物内に置いての外部搬入・自園調理の区分について、例えば同設置法人が経営する社会福祉施設が保育施設と同一建物内にあり、その社会福祉施設の調理場を使用する場合、自園・外部搬入の区別をどのようにすればよいでしょうか。

⇒今回のケースにおいては

同設置法人・同一建物内の社会福祉施設の調理場に保育施設としての調理員を配置していれば、自園調理として取り扱っています。

社会福祉施設としての調理員のみの場合は外部搬入となります。

この場合、同設置法人ではありますが、責任の所在や提供内容などについて覚書の作成が必要です。



事例：自園調理の場合、調理員を近々で配置するまでの短期間に限り、保育従事者に交代で調理業務を行わせる場合の条件について教えてください。

⇒条件は以下のとおりです。

- ・調理員としての兼務辞令を交付すること。
- ・必ず検便を実施すること。
- ・調理員となった保育従事者は、調理に要する時間と保育に従事する時間を明確に分け、重複して保育従事者としてカウントしないこと。
- ・休憩時間を含めて必要保育従事者数を下回ることがないように留意すること。

なお、企業主導型保育施設から他施設への給食搬入は不可となりますので、ご注意ください。

#### (4) 嘱託医等その他人員

##### ①嘱託医

嘱託医は企業主導型保育事業を実施するに当たり、配置しなくてはなりません。

保育施設は集団生活を行う場であり、感染症や食中毒などについても細心の注意を払った運用を心がけなくてはなりません。また、医師により定期的に健康診断等による観察を受けることで、年齢に即した発達の確認を行えるなど、入園児の心身の発達及び健康管理上、大変重要な役割を果たします。

その為、嘱託医には、入所前健診や入園児に対して年 2 回以上の学校保健安全法に基づく定期健康診断を行うだけでなく、保育施設全体の保健・健康管理について指導・助言することを依頼する必要があります。また、保育施設は、嘱託医に対し、日頃から保育施設での健康管理等に関する取組の情報提供や、感染症の発生及び対策に関する情報交換を行うなど、積極的にコミュニケーションを図り、指導を仰ぐことが求められます。

保育施設との連携が非常に重要であることから、極力近隣の小児科関連または内科関連の医療機関に依頼することが望ましいです。

入所前健診・定期健康診断についての費用は保育施設側の負担となりますが、保護者の希望で当該児童のかかりつけ医で受診する場合は保護者側の負担となります。

##### ②嘱託歯科医

嘱託歯科医は企業主導型保育事業を実施するに当たり、配置必須ではなく望ましい人員となります。なお、歯科検診の受診は必須事項となりますので、ご注意ください。

乳幼児期は乳歯がはえ始め、離乳食から始まり徐々に食事を食べ始めていく重要





な時期となり、食べ物を咀嚼（そしゃく）する歯に関する歯科保健は大変重要なものとなります。0歳児についても歯科検診に代わるものとして、口腔内検診は必須事項となります。

その為、嘱託歯科医を配置し、定期的な歯科健康診査の実施及び虫歯などの予防に関する正しい知識の指導・助言を仰ぎ、保育施設の運営に反映させることが求められます。

嘱託歯科医を配置する場合は、極力近隣で乳幼児歯科を取り扱っている歯科医に依頼することが望まれます。

### ③第三者委員

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされます。

企業主導型保育事業は認可外保育施設ではありますが、児童福祉を担う施設であり、社会福祉施設に類するものであることから、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければなりません。要綱上も「苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない」と定められておりますので、認可保育所と同様に第三者委員を設置することが望まれます。公平性、中立性を担保し、苦情解決の困難な案件にも対応できるようお願い致します。

設置する際には、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日 厚生省関係部局長通知）」を熟読の上、選任してください。なお、選任の際には「委嘱状」を発行し、控えを各施設で保管するようにしておいてください。

#### 第三者委員の要件

- ・苦情解決を中立的立場で円滑・円満に図ることができる者であること。
- ・世間からの信頼性を有する者であること。

（例示）

評議員（理事は不可）、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士（ただし、顧問弁護士除く）など

### (5) 保育施設の運営委託等の取扱い

企業主導型保育事業において、一般事業主が保育施設の運営を委託することができる保育事業者は下記、「【対象施設・事業】」に記載の施設等の5年以上の運営実績が必要です。

2019年度（令和元年度）までに本事業の助成を受けている施設が保育施設の運営を委



託している保育事業者については、上記要件は課せられませんが、その施設が委託先を変更する場合には、上記要件を満たす必要があります。また、委託会社を変更する際は、「事業変更申請」にて承認を受けてから変更する必要があります。

また、保育事業者型事業についても、2020年度（令和2年度）以降新たに実施する場合は、保育事業者は下記、「【対象施設・事業】」記載のいずれかの施設・事業を継続的に5年以上運営していることが条件となります。こちらについても、2019年度（令和元年度）までに助成決定を受けている施設については、保育事業の5年以上の実績は求めない取扱いとしています。

#### 【対象施設・事業】

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、へき地保育所・認可外保育施設（地方単独施策による施設、指導監督基準に係る証明書を交付された施設、企業主導型保育施設に限る。）・一時預かり事業、病児保育事業

更に保育事業者型事業において、利用定員20人以上の施設を運営する場合、全ての時間帯において必要な保育従事者数の3/4を保育士とする必要があります。なお、2019年度（令和元年度）までに助成決定を受けている施設については、2022年度（令和4年度）末までの経過措置として、必要な保育従事者数の1/2を保育士とすることができます。一般事業主から委託を受けた保育事業者や保育事業者設置型の設置者は、事業の適正管理の観点から、本来、自ら保育を実施することが必要です。保育事業者による他の事業者への運営委託（再委託）等については、次のとおりとなっています。

[対象となる保育事業者（以下、「対象保育事業者」という。）]

- ① 一般事業主が設置した保育施設の運営を受託した者
- ② 保育事業者設置型施設を設置した者

[対象となる業務内容]

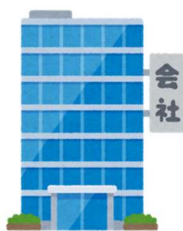
対象保育事業者は、自ら雇用した保育従事者により、児童に対して直接行う保育業務を実施すること。ただし、保育従事者に急な欠員が生じる等の一時的な場合に派遣等を活用することについては、この限りでない。

[適用日]

2018年（平成30年）4月1日から適用（ただし、既存の施設で、運営形態の切り替えが困難な場合には、2018年（平成30年度）に限り、従前の運営形態によることとした。）

【保育事業者による他の事業者への運営委託（再委託）の例】

A 一般事業主設置保育施設



B 保育事業者に保育の実施委託



C 保育事業者への再委託又は  
派遣保育士による保育の実施



D 保育事業者設置保育施設



E 保育事業者への再委託又は  
派遣保育士による保育の実施



※保育事業者設置型かどうかの判断は、  
設置者の従業員の児童の利用状況や  
設置者の主たる事業により判断します。



### 3. 施設基準

#### (1) 乳児室、ほふく室、保育室

乳児又は1歳児が使用する「乳児室又はほふく室」、及び2歳以上児が使用する「保育室」で構成されることが前提となります。

乳児室とほふく室の違いは下記の通りとなります。

##### ○乳児室

ほふくをしない子どもが過ごす部屋

##### ○ほふく室

ほふくをする子ども（立ち歩きをはじめた子どもを含む）が過ごす部屋

##### ○留意事項

乳児を受入れている保育施設は、乳児室、ほふく室の両方を設ける必要があります。乳児室は、ほふくしない乳児のための部屋であり、ほふくを始めたらほふく室に移ります。一般に1歳児は多くの児童がほふくをする子どもであると考えられ、乳児においても満1歳に達する以前にほふくをする子どもが相当数みられます。そのため、乳児室、ほふく室の設置に当たっては、「ほふくしない乳児」と「ほふくする乳幼児」を何人ずつ受入れる計画なのかによって、それぞれの必要面積を計算して設置する必要があります。

なお、乳児室とほふく室を1つの部屋で運営する場合には、ほふくをする子どもとほふくをしない子どもが同時に在室することから、乳児室とほふく室のそれぞれの面積基準を満たした上で、柵等で区分けするなどし、安全確保を図らなければなりません。

必要面積は、次のとおりとなります。

#### 【定員19名以下の場合】

- ①乳児室は、ほふくしない子ども一人当たり 3.3 m<sup>2</sup>以上
- ②ほふく室は、ほふくする子ども一人当たり 3.3 m<sup>2</sup>以上
- ③保育室は2歳以上児一人当たり 1.98 m<sup>2</sup>以上

計算式：{ほふくしない子ども×乳児室 3.3 m<sup>2</sup>} + {ほふくする子ども×ほふく室 3.3 m<sup>2</sup>} + {2歳以上児数×保育室 1.98 m<sup>2</sup>} = 最低必要面積（内法面積）



例) ほふくしない子ども、ほふくする子ども、2歳児が各々5名を想定した15名定員で設定を行うケースの最低必要面積数

$$\{ほふくしない子ども 5名 \times 乳児室 3.3 \text{ m}^2\} + \{ほふくする子ども 5名 \times ほふく室 3.3 \text{ m}^2\} + \{2歳以上児数 5名 \times 保育室 1.98 \text{ m}^2\} = 42.90 \text{ m}^2$$

#### 【定員20名以上の場合】

①乳児室は、ほふくしない子ども一人当たり※1.65 m<sup>2</sup>以上

②ほふく室は、ほふくする子ども一人当たり 3.3 m<sup>2</sup>以上

③保育室は2歳以上児一人当たり 1.98 m<sup>2</sup>以上

※最低基準は1.65 m<sup>2</sup>ですが、ほふくしない子どもとほふくする子どもの利用の割合は成長等に応じて変わるため 3.3 m<sup>2</sup>以上確保できれば柔軟な受入れが可能となります。

$$\text{計算式: } \{ほふくしない子ども \times 乳児室 1.65 \text{ m}^2\} + \{ほふくする子ども \times ほふく室 3.3 \text{ m}^2\} + \{2歳以上児数 \times 保育室 1.98 \text{ m}^2\} = \text{最低必要面積 (内法面積)}$$

例) ほふくしない子ども、ほふくする子どもが各5名、2歳児が10名を想定した20名定員で設定を行うケースの最低必要面積数

$$\{ほふくしない子ども 5名 \times 乳児室 1.65 \text{ m}^2\} + \{ほふくする子ども 5名 \times ほふく室 3.3 \text{ m}^2\} + \{2歳以上児 10名 \times 保育室 1.98 \text{ m}^2\} = 44.55 \text{ m}^2$$

必要となる保育室等の面積は、保育を行う上で有効な面積を内法で計算します。柱などの構造物や手洗いなどの設備といった保育室内から除くことができず（保育室の外に動かすことができない）、保育スペースとして使用できない部分は除外した有効面積で計算する必要があります。

## (2) その他施設基準

### ①屋外遊技場

屋外遊技場の面積は、「2歳以上児一名当たり 3.3 m<sup>2</sup>」が必要となります。

同一敷地への設置が望ましいですが、敷地内への設置が難しい場合、公園、広場、寺社境内等における代替園庭が認められます。代替園庭にて対応する場合、次のア及びイに掲げる基準を満たすことが条件となりますので、参照の上選定ください。

また、危険箇所を明記したお散歩マップを作成し、引率する職員の役割分担を決め



て、職員間で共有する必要があります。

園外活動を行うに当たっては、児童育成協会ポータルサイトの既に施設運営中の法人様→通知等→6.施設運営→安心・安全 に掲載の以下の資料

- ・企業主導型保育事業における園外活動時の安全管理に関する留意事項について
- ・(別添 1)【事務連絡】保育所等での保育における安全管理の徹底について
- ・【事務連絡】保育所等における園外活動時の留意事項について
- ・(別添 2・別紙 1) 保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項
- ・「(別紙 2) 散歩計画表 (参考例)」
- ・未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について

を活用いただき、園外活動の安全管理にご留意願います。

ア 当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が、日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。

⇒公園までの移動経路においては、歩道やガードレール等が整備されていることが望ましいです。

イ 当該公園、広場、寺社境内等について、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な仕様が確保されると認められる主体であること。

なお、屋外遊戯場を屋上に設ける場合の詳細については「令和 3 年度 助成申請、運営に当たっての留意事項」No.116 屋外遊戯場をご確認ください。

## ②医務室

総定員が 20 名以上の場合、必須の設備となります。総定員が 19 名以下の場合、設置が望ましい設備となります。

医務室は、児童が在園中に体調不良になった際に利用するスペースであることから、保育室とは隔離させた天井から床まで繋がった壁で区切られている専用の部屋であることが必要となります。

専用の部屋を設けることが難しい場合は、事務室との兼用も可能ですが、カーテンやパーテーションで仕切るなど、専用スペースとして確保するようにしてください。

面積基準等は定められていませんが、子ども用のベッド・布団類がおける広さが必要となります。このスペースには物を置くなどはせずに体調不良児がいる場合、直ぐに使用することができる環境を整えてください。



### ③ 調理室

定員 20 名以上の保育施設においては独立の調理室・定員 19 名以下の保育施設においては調理設備（給食を適切に提供するための、電子レンジ・冷蔵庫など加熱・保存等が可能な設備）が必要となります。外部搬入の場合も調理設備が必要となります。

また、3 階以上に保育施設を設置する場合、下記規定が準用されますので、要件を満たすことが必須となりますのでご注意ください。なお、2 階以下であっても適合することが望まれますので、ご配慮ください。

#### 【厨房に関する設備規定】

企業主導型保育施設の調理室又は調理設備以外の部分と企業主導型保育施設の調理室又は調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

なお、次のいずれかに該当する場合には、この限りではありません。

ア．調理室又は調理設備の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ．調理室又は調理設備において、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室又は調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

### ④ 便所（便器）

便所は幼児 1 名～20 名までにつき 1、20 名を超えた場合、20 名までにつきさらに 1 以上必要であるとともに、手洗設備が設けられており、保育室及び調理室（調理設備を含む。）と区画され、子どもが安全に使用できるものであるだけでなく衛生的に管理されていることが必要となります。

なお、男児用便器は、基準上の必要数にカウントできません。

また、便器は幼児用便器（補助便座・おまるは不可）を設置する必要がありますのでご注意ください。

1 名～20 名	:	便所（便器）	1 以上
21 名～40 名	:	〃	2 以上
41 名～60 名	:	〃	3 以上
以下同じ			
※〔補助便座やおまるは不可。男児用便器はカウントしない。〕			





#### ⑤ 地域交流スペース

地域交流スペースは、保育施設の持つ専門性を生かして、地域の子育て支援を行うことを目的として設置するものです。そのため、地域子育て支援拠点事業実施要綱「4.実施方法(1)基本事業」に定める

- i. 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ii. 子育てに関する相談・援助
- iii. 地域の子育て関連情報の提供
- iv. 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

に準じた事業その他の子育て支援に資する事業を行うことを想定しています。上記の事業を行うに当たって、材料費や外部講師に係る謝礼などを実費で徴収することは可能です。なお、地域交流スペースで一時預かり（一般型）を行うことはできません。

#### (3) 環境設定での留意事項

緊急時の避難対応のために非常口その他非常災害に必要な設備基準が定められています。特に避難経路上においては、緊急時の避難が迅速に行うことができるよう物を置くなど導線を妨げることがないようにしてください。

## 4. 保育内容

保育施設における保育の提供は保育所保育指針に準拠した内容であるとともに、児童の発達過程に応じた計画に基づく保育を提供することで、心身ともに健やかな児童を育成することが求められます。

#### (1) 保育の計画

##### ① 全体的な計画の作成

保育施設は、各保育施設の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程や子どもや家庭の状況、地域の実態を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育施設の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、保育所保育指針に定められている内容に準じた計画を作成する必要があります。

保育の計画は後述の長期・短期指導計画等の様々な保育計画がありますが、全体的な計画は、全ての計画の上位にあたる根幹であり、全ての利用児童が安定した生活・充実した活動ができるように、発展的で一貫性のあるものでなくてはなりません。全体的な計画を通して、全職員が保育施設全体の保育方針や保育目標に共通認識を持って保育を計画実施できるようにしなくてはなりません。





各保育施設は、それぞれの保育の方針や目標に基づき、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育施設の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、保育所保育指針に定められている内容に準じた全体的な計画を作成することが必要です。また、全体的な計画に基づいた長期的な指導計画（年間、月間単位など）、短期的な指導計画（週、日単位など）を作成して保育を提供することが求められます。

年齢ごとの年間計画、月間計画、週計画、日計画が必要であるとともに、0,1,2 歳児については月間については併せて個別計画も必要です。週計画、日計画はまとめて「週日案」として作成いただいても差支えありません。

#### 全体的な計画

ア 保育所は、1 の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。

イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。

ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるように、作成されなければならない。

(参照元：「保育所保育指針（平成 30 年 4 月 1 日施行） 第 1 章総則 3 保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画の作成」より)

## ②指導計画

全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して保育を提供していくことが求められます。

作成に当たっては、子ども一人ひとりの発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、保育施設の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定することが求められます。

指導計画の作成に当たっては、3 歳未満児については、発育・発達の個人差も大きいいため、月ごとに個別の児童計画を作成することが必要です。



ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。

イ 指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

(イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。

(ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること

(参照元：「保育所保育指針（平成30年4月1日施行）第1章 総則 3. 保育の計画及び評価(2)指導計画の作成」より)

#### ア. 年間指導計画

0～5歳を年齢別に作成することが必要となります。1年間の生活を見通した最も長期の計画であり、子どもの発達や生活の節目に配慮し、1年間をいくつかの期に区分した、それぞれの時期にふさわしい保育の内容を計画することが求められます。

特に、0歳児、1歳児、2歳児の作成に当たっては、一人ひとりの発育・発達が著しく、個人差が大きい時期となります。その為、子ども一人ひとりの発達過程と保育施設生活へ慣れていく過程との2つの側面から計画を策定していく等、工夫していくことが大切です。

#### イ. 月間指導計画

月間指導計画は、年間指導計画に示されている保育のねらいや内容を1か月単位で、子どもの実態に即して展開できるように組み立てた保育内容を示す計画となります。特に0歳児、1歳児、2歳児については一人ひとりの発達に応じて、個別に作成することが求められます。

子どもの姿・発達状況に応じて、年間指導計画が達成されるようその月に行う保育・配慮事項を記載します。記載項目は「子どもの姿」「月のねらい」「月の内容」「環境づくり」「予想される子どもの活動」「援助と配慮」「家庭・地域との連携」「評価反省」が主な項目となります。



#### ウ. 週案・日案

年間及び月間の長期的な指導計画を、より子どもの実態や生活に即した保育が展開されるように、週間・日間に提供する保育内容に具体化させた計画となります。その為、長期の指導計画との関連性や生活の連続性を踏まえて作成することが求められます。作成に当たっては長期計画だけでなく、デイリープログラムを踏まえた一日の大まかな流れに配慮して子どもの生活のリズムを崩さず、日々の活動に調和的に組み込まれるように配慮することが求められます。

#### エ. デイリープログラム

保育を提供するに当たり生活のリズムを整えるため、登園から遊び、食事、休憩、降園までの一日のおおまかな生活の目安となる時間を示したものがデイリープログラムとなります。必ずしも綿密な指導計画ではなく、保育施設の実態に合わせた大枠のスケジュールとなりますので、当日に行う保育や行事に応じて、柔軟に変更していくことも可能です。

### ③保育の内容の自己評価

保育施設は、よりよい保育を展開していくために、計画に基づいて実践した保育について、保育従事者や施設長を踏まえた保育施設全体等の多様な観点で評価を行い、継続的に保育の質を向上させていくことが求められます。

保育従事者自身の評価においては、提供した保育と子どもの様子を振り返り、今後提供していく保育に向けて改善を図り、保育の質を向上させることが最大の目的となります。自身の評価を通して、提供している保育の質を改めて見直し、研修の受講等自己研鑽を行っていくきっかけに繋げていくことが求められます。

保育施設全体での評価においては、全体的な計画等に定めた保育像の達成に向けて、全体的な計画や指導計画等の保育に関わる計画を見直し・改善を図ることが目的となります。保育従事者全員が相互に評価を行うことが、より多くの観点から専門性を有する評価となることから、これを保育の質の向上に繋げていくことが求められます。

## (2) 食事の提供

乳幼児期の食事は子どもの成長や発達に大きな影響を与える重要な要素の一つとなります。加えて、味覚や好みの基礎・食習慣も培われる時期であり、将来にわたっての食生活に大きな影響を与えるため、生涯を見通した長期的な視点からも考える必要があります。その中で保育施設における食事の提供は、保育施設で長時間過ごす子どもにとって大変大きな役割を担う重要な業務となります。



食べることは、生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係している。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことが重要である。

(参照元：「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～（概要）」より)

## ①調理業務

### ア. 共通事項

保育施設における給食は安全、安心な給食であることが基本となります。その為、保育施設においても、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知別添）に基づいた衛生管理体制を徹底することが求められます。安全性の高い品質管理に努めた給食を提供するため、食材・調理食品の衛生管理、保管時や調理後の温度管理の徹底、施設・設備の衛生面への留意と保守点検、検査、保存食の管理を行い、衛生管理体制を確立させることが必要です。

また、献立を作成する上では、保育施設全体で一人ひとりの子どもの発育・発達状況、栄養状況、家庭での生活状況などを把握し、子ども及び保育施設の状況に応じた給食の提供と子どもの栄養管理を行うことが求められます。

なお、自園調理とは、企業主導型保育施設の属する建物内において、児童に対する給食の提供を行うために調理を行うことを指します。レトルト食品や調理済み冷凍食品の利用を妨げるものではありませんが、「保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）」などを参考に、児童の健全な発達に資する給食の提供をお願いいたします。なお、レトルト食品や調理済み冷凍食品のみで構成されるような給食は指導・監査での指摘事項となりますので、御留意ください。

### イ. 乳児食

保護者・保育従事者・調理従事者で密接な情報交換を行い、家庭でのアレルギーを中心とした離乳食の進み具合を把握した上で、個人の発達に合わせた調理が求められます。その際は、ミルク量とのバランスを考慮しつつ、離乳初期・中期・後期・完了期の段階にあわせた形態・量を調整する必要があります。

### ウ. 幼児食

離乳食完了後から3歳児未満は咀嚼（そしゃく）・消化機能が十分に発達していないため、保護者・保育従事者・調理従事者で密接な情報交換を行い、食事を通して様々な種類の食品や調理形態に触れることができるよう調理することが求められます。

3～5歳児は様々な料理や行事食・伝統食等の食文化に触れ、味覚・嗜好（しこう）



の形成時期となるため、食事を通して社会性や食事のマナーを身につけることができるよう配慮することが必要です。

#### エ. 調理方法

保育施設は集団生活を行う場であり、食中毒等の事故が発生することがないように細心の注意を払う必要があります。その為、調理や保管方法、配膳方法等について「大量調理施設衛生管理マニュアル」に則った運用を前提に調理の実施が求められます。

加熱調理食品は、別添 2 に従い、中心部温度計を用いるなどにより、中心部が 75℃で 1 分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は 85～90℃で 90 秒間以上）又はこれと同等以上まで加熱されていることを確認するとともに、温度と時間の記録を行うこと。

調理後直ちに提供される食品以外の食品は、食中毒菌の増殖を抑制するために、10℃以下又は 65℃以上で管理することが必要である。

（参照元：「大量調理施設衛生管理マニュアル」より）

#### オ. アレルギー食

保育施設で預かる乳幼児は食物アレルギーの頻度が高く、個別の対応が必須事項となります。アレルゲンとなる食材は完全除去を基本とし、除去食又は代替食（以下、アレルギー食）の提供を行うことが求められます。

アレルギー食の提供に際しては、子どもの発達に必要な栄養素が不足することのないよう配慮するとともに、家庭との連携を円滑にするため、アレルギー食専用の献立を作成することが必要です。また、乳幼児期は食物アレルギーの寛解（耐性化）も多く、変化が早いため、随時保育施設内での職員間連携が求められます。

### ②アレルギー対応

乳幼児期においては子ども一人ひとりが食物アレルギーの頻度が高く、アレルゲンとなる食物を除いたアレルギー食への個別対応も必須事項となり、安全・安心な生活を送ることができるように保育施設においても配慮が必要となります。

アレルギー対応マニュアルを適切に整備作成し、職員全員に徹底した上で食物アレルギーのある乳幼児に対してマニュアルに基づく食事のアレルギー対策を適切に行うことが必要です。

（参考）・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン



### 【誤食事故を防ぐための取組例】

#### ○保育施設全体での取組

保育施設での具体的な取組内容を保護者、施設長、調理従事者、保育従事者で協議して決め、アレルギーを持つ園児についての情報を全職員で共有します。

毎朝、調理従事者と保育従事者はアレルギー対応児の出欠を確認し、出欠の変更があった場合は速やかに調理従事者に連絡することが望ましいです。

#### ○調理室内での取組

アレルギー児に関するアレルギー一覧及びアレルギー用個別献立表を調理室内に掲示するなど、調理従事者がいつでも確認することができる環境を整えます。

調理に当たっては、アレルギー食材の混入を防ぐため、アレルギー食を先に調理します。テーブルを別にしての食事、トレイ・食器の色替え、盛り付けには専用トレイとトレイ用名札を準備し、名札にはクラス名・名前・アレルギーを明記すること等によって、調理従事者から保育従事者へ食事の受け渡しが視覚的に区別でき、配膳ミスを防ぐことにつなげることが望まれます。食事の受け渡しを行う際は、アレルギー食は個別に受け渡し、声出し確認を行う等の注意を払うことで適切な食事配慮が必要です。

#### ○保育室内での取組

食事提供の環境設定においては、誤食を防ぐため、アレルギー児の席は他の児童と別の机にすることが望ましいです。

保育従事者は「アレルギー児個別献立表」の再度確認を行い、配膳時は最初アレルギー対応食を配膳する等配膳ミスがないようにすることが望まれます。

食事終了後はテーブル、椅子、床等にアレルギー食材を残さないように入念に清掃ください。

## ③食育

乳幼児期は正しい食事の取り方から望ましい食習慣の定着、食を通じた人間関係の形成等の発達段階に応じた食育が必要となります。1日の大半の時間を過ごす保育施設では昼食だけでなく午前・午後の補食等様々な食の機会が提供されるため、保育施設における食育の役割は重要な要素となります。

保育施設に求められる食育とは、空腹を満たすだけでなく毎日の生活と遊びの中で、自らの意欲を持って食に関する体験をし、食べることを楽しみ、大人や仲間等の





人々と楽しむことを通して、食を営む力を培うことが重要になります。

実施に当たっては「保育所における食育に関する指針」を参考に、指導計画に基づく保育内容に食育の視点を盛り込むよう努めることが必要となります。保育と食育が独立することなく、これらの項目の間で相互に関連を持ちながら総合的に展開することができるように保育を計画して、実施していきます。

実施に当たっては、野菜類の栽培やクッキング、行事食・郷土料理等の提供を保育に取り入れることで身近な食に関する体験を取り入れます。また、地域の収穫祭への参加や食料品の工場見学等の地域資源を生かした体験も取り入れるなど、実情に合わせた取組も求められます。

### (3) 衛生管理

乳幼児は抵抗力が弱く、病気にかかりやすい時期です。その為、保育施設は乳幼児が長時間にわたり集団生活を行う場であることから、衛生管理には細心の注意を払う必要があります。

#### ①環境面

環境設定においては、季節等に応じて温度や湿度を調整し、換気を行うなど施設内外の状況に応じた対応が求められます。

#### ②衛生面

設備毎に応じた適切な対応が求められます。設備毎に応じた対応例について、保育所保育指針より以下のとおり抜粋します。

##### ◎保育室

直接口に触れる玩具や、歯ブラシ・コップ、寝具、床、棚などの清潔・清掃。おむつ交換台・トイレ・便器・汚物槽・ドアノブ・手洗い等の蛇口・沐浴槽などの消毒剤や消毒液などを用いての清掃

##### ◎調理室と調乳室

室内及び調理・調乳器具、食器、食品の品質管理。入室の際の白衣（エプロン）や三角巾の着用とその清潔

##### ◎園庭や砂場

動物の糞尿、樹木・雑草の管理、害虫などの駆除や消毒。小動物など飼育施設の清潔等

##### ◎プール

消毒や水の管理。安全管理の徹底。特にビニールプールの使用の際の感染症の予防等

(参照元：「保育所保育指針解説書 コラム：◎衛生管理の項目」より)



### ③食中毒

嘔吐（おうと）物・便などは迅速かつ的確に処理・消毒を行い、二次感染を予防することが求められます。そのため、あらかじめ嘔吐物用の対応セット（マスク・使い捨て手袋・ビニール袋等）を用意し、発生時は即座に対応することが望まれます。

また、食中毒発生時には、管轄の保健所への連絡を行い、指示に従い、給食の中止、施設内の消毒等、指示に基づく対応を徹底して実施するとともに、早期に保護者へ通知を行うなど保育施設における感染拡大を防ぐよう配慮することが求められます。

### ④給食提供に当たっての衛生管理

調理・給食提供に携わる職員（食事盛付者、食事介助者を含む）は、おおむね月 1 回検便（赤痢菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌類等）を実施することが求められます。

また、調理・給食提供の際には、下痢や嘔吐などの症状がない等の健康面でも細心の注意が必要となります。

### ⑤検食

検食は、安全に食事を提供するために必要なものです。衛生面、栄養面、嗜好面から点検してください。また、乳幼児の食事の前に行ってください。検食簿には、その評価（「味、硬さ、量、栄養バランス、配膳状況」等）を記載し、今後の献立、給食内容に反映するようにしてください。外部搬入の場合であっても検食は必要です。

### ⑥給食の保存

児童の給食については、検食用として、原材料及び調理済み食品を 50 g 程度ずつ、毎食ごと清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、 $-20^{\circ}\text{C}$ 以下で 2 週間保存してください。

## (4) 健康管理

### ①保育施設における子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

乳幼児期は子どもが最も発達していく時期となります。しかし、自分の体調等についてうまく伝えることができない時期でもあり、保育従事者等が注意を払う必要があります。

一人ひとりの毎日の健康状態を把握することで、日々の生活の中での小さな変化にも気づき、子どもの健康管理にも気をつけることが求められます。また、地域の流行疾病及び保育施設での発生状況にも注意を払うとともに、早期に疾病予防策を立てることも求められます。

加えて、一人ひとりによって発育及び発達状態が異なることから、在園する児童に応じた保育を提供するために、保育従事者等が、常に保育中の子どもの心身の状態を





把握することが極めて重要となります。

## ②健康状態の把握の方法

子どもの日々の健康状態の把握は、受入れ時の視診をはじめ、保育従事者等による毎日の子どもの心身の状態の観察や検温だけでなく、連絡帳等を活用した保護者からの子どもの状態に関する情報提供等を踏まえて行う必要があります。

また、月に1度を目安に子どもの身長、体重の測定を定期的に行い、成長曲線との比較で問題ないか、グラフにまとめるなど、子どもの発達状況の把握も必要となります。

## ③健康診断の実施

乳幼児の利用開始時に健康診断結果を確認すること。乳幼児の健康診断を適切に実施することが必要です。

保育施設の運営においては入園時に加え、少なくとも年2回以上の嘱託医による健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければなりません。歯科検診については年1回以上の実施が必須となります。入園時に、施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書または母子健康手帳の写し（健診後6か月以内のもの）の提出を受けることが必要です。

嘱託医等による専門的な側面から子どもの健康や発達の確認を行うことで、身体発育のみならず、運動能力や精神的な評価を行っていくことが必要となります。その為、嘱託医等による健康診断に際し、検診前及び検診時に保育従事者より、一人ひとりの子どもの身体及び情緒等の発育・発達状態と健康状態を伝えるとともに、保育従事者及び保護者からの質問や資料等も伝え、医師の適切な判断や助言を受けることが求められます。

診断結果は、日々の健康管理に有効活用できるよう保育施設において記録を残し、保護者に伝えることが必要となります。特に受診や治療が必要な場合及び保護者が不安に思う事項がある場合には、嘱託医等と連携を図り保護者に丁寧に説明する必要があります。

健康診断及び歯科検診について、実施日に在籍している児童を対象として確実に実施することが必要となります。

また、嘱託医との契約を締結すること。健康診断及び歯科検診を実施するに当たり、小児科（内科）医、歯科医との業務委託契約書を締結することが必要です。

事例：入園後の健康診断（内科検診、歯科検診）について、体調不良等で休んだ場合の再受診時の費用負担方法について教えてください。  
⇒嘱託医の受診の場合は 「施設での負担」、



かかりつけ医での受診の場合は「保護者負担」となります。

(参考：必要な健康・安全対策)

- ・月 1 回の身体測定 (p40 参照)
- ・入所時、年 2 回の健康診断及び臨時の健康診断 (p40 参照)
- ・年 1 回の歯科検診 (p40 参照)
- ・月 1 回以上の避難及び消火訓練 (p43 参照)
- ・年 2 回程度の不審者対応訓練 (p43～44 参照)
- ・月 1 回の検便：調理・給食提供に携わる職員（食事盛付者、食事介助者を含む）(p39 参照)

#### ④乳幼児突然死症候群 (SIDS) の予防及び睡眠中の事故防止への取組

睡眠中は窒息リスクが非常に高く、SIDS※の発生も懸念されます。保育所における死亡事故において、2020 年（令和 2 年）に教育・保育施設等でおきた死亡事故 5 件のうち 1 件（20%）が睡眠中に発生しており、その 1 件の死亡原因は SIDS となっています。

（参考）2021 年（令和 3 年）6 月 18 日 内閣府 子ども・子育て本部「令和 2 年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について

※SIDS とは「それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として 1 歳未満の児に突然の死をもたらした症候群（厚生労働省：乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン(平成 24 年 10 月公表資料)より)」と定義されております。主として睡眠中に発症し、生後 2 ヶ月から 6 ヶ月に多いですが、1 歳以上で発症することもあります。

保育施設においては、乳児は生活のリズムに応じた睡眠を取り入れ、幼児は日々の保育の中で午睡を行う等、睡眠を取る機会が非常に多くあります。その為、睡眠中の事故防止策の実施は、非常に重要な取組となります。注意喚起のためのミニポスターを全ての保育室に貼り、職員全員で共有願います。

午睡時の対応として、午睡時の定期的なブレスチェック、うつぶせ寝への対応を適切に行うことが必要です。

また、午睡時の児童の間隔を十分に確保することが必要です。

午睡時には、隣の乳幼児との間隔を保ち、1 つの大人用布団に 3 人以上寝させることのないようにします。また、掛布団が顔に被らないようにする、シーツが身体に巻き付くことのないよう布団に固定するなど、環境面で安全対策を行うことが重要です。

窒息及び SIDS 発症リスクを除去する方法として、有効的とされる主な取組は下記のとおりととなります。



- ア. 乳幼児突然死症候群（SIDS）の発生リスクを軽減させる観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見えるよう仰向けに寝かせることが重要となります。（注：足がクロスしていて、おなかが床についている状態はうつぶせ寝とする。）SIDSの発症についても、うつぶせに寝かせた場合の方が、発症率が高いとの研究結果もあります。
- イ. 子どもの年齢に合わせて、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫を行うことが重要となります。午睡時のプレスチェックは、0歳児は5分おき、1歳児は10分おき、2歳以上児は15分おきを目安に確認することが必要です。チェックシートを作成し、呼吸の有無・体位・様子（発汗状況・顔色等）・寝具類により口元がふさがっていないか等の確認を定期的に行う等の対応を実施ください。
- ウ. 寝具類は子ども用のものを用意する等、睡眠における環境面で安全対策を行うことが重要となります。掛け布団は、子どもが払いのけられる軽いものを使用し、顔に被らないようにすることが必要です。柔らかい敷き布団やマットレス、枕は、うつぶせになった場合に、顔が埋まってしまう、鼻や口が塞がれて窒息するリスクがあるため、子ども用の固めのものを使用することが必要です。
- また、寝返りの際に、タオル、衣類、よだれ掛け等で口がふさがれることや紐が首に巻きつく恐れがあるため、寝ている子どもの顔近くにもものを置くことがないようにすることも必要です。

## ⑤疾病等への対応

一日の大半を子どもが過ごす保育施設では、子どもの疾病対策についても万全を期す必要があります。子ども自身が体調不良を訴えることがなくとも、保育従事者が日々の様子等を踏まえて、子どもの状態等に応じた対応をとらなくてはなりません。子どもの体調に応じて保護者に連絡のみならず、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医と相談・対応することが必要です。特に、高熱、脱水症、呼吸困難、痙攣（けいれん）といった子どもの症状が急変した場合や事故など救急対応が必要な場合には、嘱託医・かかりつけ医だけでなく適切な医療機関に指示を求め、受診することが必要となります。事例に応じて必要な場合は救急車の出動を要請するなど迅速に対応する必要があるため、日頃から保育施設の中で緊急時の対応方法を共有しておくなど、万が一の事態にも即座に対応できる体制の構築が求められます。

## (5) 子育て支援

保育施設における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実



現することができるよう、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくことが求められます。また、保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育施設の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育施設の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めることが求められます。

## (6) 安全対策

### ① 日常の安全管理（セーフティマネジメント）

子どもが多く時間を過ごす保育施設において、子どもが安全に過ごすことができる環境設定は、重要な課題となります。書庫等の什器類の転倒リスクや衛生消耗品（消毒液・洗剤等）の保管方法等の施設内の危険箇所の点検が必要です。安全点検表を作成して定期的に点検し、設備の安全性の確保や機能を保持することが求められます。

また、施設内だけでなく子どもが日々利用する散歩経路や公園等についても、設置遊具や道路における危険性の有無等について、全職員で共有することが必要です。

### ② 災害への備えと避難訓練

火災や地震等の災害発生に備え、避難訓練の計画や職員の役割分担の確認、緊急時の連絡先・避難場所の掲示等を行い、周知を図ることが求められます。全職員の意識統一のためにこれらの情報をまとめた災害発生に関するマニュアルを作成することも有効な手段となります。

また、保育施設は子どもの命を預かる施設であるため、企業主導型保育事業を含む認可外保育施設においては避難及び消火に対する訓練は、児童を含め毎月 1 回以上は行わなければなりません。実施に当たっては火災や地震等の様々な災害を想定した上で、訓練を実施し、初期消火の手順まで確認を行うことが必要となります。火災であれば出火元想定を変更していくことや事前に消防と連携を図り実際の通報まで行うこと、避難場所まで実際に移動すること等、多くのパターンの訓練を行うことが望ましいです。実施内容は記録作成が必要になります。

### ③ 不審者対応訓練の計画・記録

訓練は、年間計画に沿って最低でも年間 2 回程度実施され、記録が残されていることが必要となります。

保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うことが必要です。また、子どもの精神保健面における対応に留意することが必要です。



#### ④事故予防と対応

保育施設で過ごす子どもに万が一の事故が発生することがないように、日常どのような点に留意し事故予防に努めるべきかについて、施設で検討・周知を図る必要があります。周知の徹底に当たっては、事故防止に係る重要なポイントについて保育室等に掲示しておくことも有効であり、そのためのミニポスター「子どもの睡眠時に注意すること」等は、企業主導型保育事業ポータルからダウンロードできますので、ご利用ください。

また、事故予防に向けて、マニュアルを整備することも望ましいです。

自園独自の事故対応マニュアル及び虐待防止マニュアルを作成し職員に周知を図った上で、園に備えておくようお願いします。(参考：子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改定版))

日々の生活の中において、あと一步で事故になるところだった事例(ヒヤリハット)を記録・分析して、事故予防対策を検討することが必要です。ヒヤリハット事例に関し、日常目にするような軽微な事例であってもヒヤリハット報告書として作成し、事例の内容を検討して改善策等について職員間で情報の共有に努めることが必要です。

万が一事故が発生した場合、必要に応じて迅速に嘱託医の指示に基づく応急処置等の対応を行うとともに、内容に応じて救急車の手配、保護者への連絡等を行わなければなりません。また、事故の原因究明及び対策を実施し、同様の事故が今後発生することがないように対策することが必要となります。併せて、事故後速やかに、事故の発生状況を記録し、発生事由や対応内容などを控えておくことが必要となります。

なお、企業主導型保育事業においては、要綱上、事故発生時は「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～(平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会作成)」を参考に、うつぶせ寝への対応、プール活動・水遊びの場合の注意、アレルギー対応マニュアルの作成など、事故の発生防止等のための取組みを図るとともに、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成27年2月16日付け府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号)」に基づく、都道府県への報告及び協会への報告が定められています。重大事故発生時には、都道府県へ報告を行うことに加えて、協会にも報告をいただくことを改めてお願いいたします。

#### ⑤損害賠償責任保険及び傷害保険(無過失保険)への加入

万が一の事故発生に備えて、企業主導型保育事業の助成金受給に当たっては損害賠償責任保険及び傷害保険(無過失保険)への加入が必須となります。

傷害保険(無過失保険)については、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付制度又はこれと同等以上の給付水準の保険に加入することが





必要です。

#### 【損害賠償責任保険】

設置者が所有・管理している保育施設の欠陥や管理の不備に起因した事故等が発生した場合等で、保育施設が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償される保険

#### 【傷害保険（無過失保険）】

保育施設の管理下において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に、施設の法律上の賠償責任の有無に関係なく、補償される保険

### ⑥その他安全対策に当たって

企業主導型保育事業の事業者である企業には業種、業態に応じたリスクマネジメントのノウハウや安全管理部門（者）があるかと思えます。

そのような企業の持つノウハウや情報、安全文化を企業主導型保育事業にも生かせるよう、経営者層、管理者が、設置企業として主導的に保育施設の安全管理に取り組んでいくことが大切です。

例として、

- ア. 企業の安全管理部門と保育施設の管理者・安全担当者の連携
- イ. 事故防止ガイドラインについて企業における安全管理部門と共有
- ウ. 保育事業を委託している場合でも、委託事業者との定期的な打ち合わせに総務担当（契約、人事）に加えて、安全管理部門も参加
- エ. 本部における定期的な内部監査（委託の場合を含む）の実施 等

### (7) 秘密保持

保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持は、相談・助言において欠かすことのできない絶対的・専門的原則となります。その為、知り得た情報を外部に漏らすことは決して起こってはならず、児童福祉法においても第 18 条の 22 で、「保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。」と厳しく定め、第 61 条の 2 で、違反した場合の罰則も定めています。

秘密保持については、事業者が主体的に、個人情報等をはじめとした情報類の秘密保持の体制について、定期的に確認を行っていくことが必要です。

しかし、子どもが虐待を受けている等秘密を保持することが子どもの福祉を侵害し、子どもの最善の利益を図ることができないような場合は、必要な対応を取るために、児童相談所をはじめとした関係機関等に通知し、協議することが認められます。併せて、職員秘



密保持規程を整備し、職員から秘密保持に関する誓約書を徴取願います。

## (8) 苦情対応

保育施設は多くの方が関わる施設であり、多様な価値観が交わる場でもあります。苦情が発生しない運営が求められますが、万が一苦情が発生したケースを想定して、迅速かつ適切に対応するために事前に対応体制を整備することが求められます。

保育施設内に苦情解決責任者を設置して、苦情解決担当者を決め、苦情受付から解決までの手続きを明確化する等体制整備をすることが必要です。また、中立かつ公正な立場となる第三者の関与を組み入れるために第三者委員を選任することが望まれます。

苦情に関しての検討内容や解決までの経過を記録し、職員会議などで共通理解を図り、同様の苦情が発生することがないように実践に役立てること及び外部に周知されていることが必要となります。苦情解決の手続きを明確化したフロー図及び受付簿等を作成し、職員、利用者等に周知することが求められます。

なお、企業主導型保育事業においては、要綱上、「施設を利用している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない」と定められております。体制整備の考え方は「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情の仕組みの指針について（平成12年6月7日付障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）」に準じて整えることが望まれます。

## (9) 情報提供

保育施設から家庭に情報提供することは、子育てに関する専門施設である保育施設において重要な要素となります。保育施設の入園を検討するために必要な情報の提供や契約時にサービス利用料やサービス内容に関する情報提供が必要となります。また、保育施設入園後は子どもの保育に応じた情報の提供が求められます。

### ①施設内掲示による情報提供

保育施設を探している保護者は保育施設の検討に当たり、開所時間や提供しているサービス内容等様々な情報を自ら収集し、保育施設を選ぶこととなります。その為、保育施設からの情報発信により、保護者の知りたい情報を随時提供していくことで保護者のニーズにより即した保育施設選びに繋げていくことができます。

また、企業主導型保育事業は認可外保育施設に該当するため、以下の内容掲示が義務付けられており、書面による提示など必要となります。

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地





- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額  
保育する乳幼児に関して契約している保険の加入状況として、保険の種類、保険事故及び保険金額を記すこと。
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容  
提携している医療機関の名称、所在地及び具体的な提携内容を記すこと。
- ・ 緊急時等における対応方法  
緊急時等における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法などを記すこと。  
なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。
- ・ 非常災害対策  
災害時における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所や避難方法などを記すこと。  
また、別途非常災害に関する具体的な計画を作成し、計画の概要等を掲示しても差し支えないこと。  
なお、非常災害とは、火災や水害・土砂災害、地震など地域の実情を鑑みた上で想定される災害を指している。
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項  
虐待の防止に関する研修の実施状況や虐待の防止に関するマニュアルの作成状況等について記すこと。
- ・ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

※「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（令和3年4月30日付け子発0430第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙 認可外保育施設指導監督の指針、第8利用者への情報提供（1）提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。において、新たに「設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）」が追加されました。



## ②契約時の情報提供

保護者が選んだ保育施設と契約をするに当たり、保護者と齟齬（そご）が発生することがないように、丁寧な説明をしていくことが求められます。

また、企業主導型保育事業は認可外保育施設に該当するため、以下の契約内容を記載した書面の交付が義務付けられています。

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・保育サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・保育施設利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

（根拠法令）児童福祉法第 59 条の 2 の 4 及び児童福祉法施行規則第 49 条の 6

## ③入園後の保護者向け情報提供

子育ての専門施設として、保護者に向けた情報発信として季節ごとの疾病・感染症の発生状況に関する情報や予防策の提供だけでなく、季節・行事に応じた食事・献立を家庭に適宜伝えていくことが望まれます。

また、日々の連絡帳や園だより、献立表、食育だより、保健だよりだけでなく、必要に応じて配布物を活用して情報発信を行う等、内容に応じて口頭連絡等の様々な手法を活用して情報提供を行うことが望まれます。

## ④共同利用の場合の委託元企業（一般事業主）への説明

企業主導型保育事業を共同利用で行う場合には、委託元企業（一般事業主）においても、事業主と同様に、保育施設が子どもの健全な心身の発達を図る場となるよう努めていくことが求められます。そのため事業者は、委託元企業の窓口となる責任者、契約担当者又は人事担当者に対して、利用契約枠及び企業負担額のみではなく、保育の内容、安全対策等についても十分に理解が図れるように口頭のみでなく、書面を用いて明確に説明を行うことが必要です。

このことについては、共同利用契約時のみならず、定期的な報告などを通じて、日頃から緊密に連携を図っていくことが求められます。

## ⑤企業主導型保育事業連携契約書（共同利用）作成ポイント

次のとおり、共同利用に当たっての連携契約書に定める主な内容を整理しました。



契約書作成に当たってご参考にしてください。

企業間の連携を行う場合、契約方法は自由です。

なお、企業枠の利用契約は、事業実施者（設置事業者）と連携契約企業が直接やり取りし、法人印（電子契約の場合は電子署名または電子サイン）を用いた契約書によるものとし、契約内容として利用契約枠及び企業の負担等について定めておく必要があります。

また、事業実施者（設置事業者）は、連携契約企業の責任者、契約担当者又は人事担当者に対して、契約に基づく保育の内容、安全対策などについて十分に書面を用いて説明を行い、理解を図ることが大切です。例えば、保護者を通じて保護者を雇用する企業との契約締結を行うことは、企業主導型保育施設の連携契約としては不適切な手続きとなります。

また、共同利用契約を行うに当たっては、契約先が一般事業主（厚生年金適用事業所 ただし、国および地方公共団体を除く）であることを確認する必要があります。確認書類としては、子ども・子育て拠出金の支払い実績が確認できる書類となります。



- ① 契約の目的  
従業員が養育する乳幼児の保育施設利用を目的とした契約であること等を記載
- ② 保育施設の所在地  
保育施設の名称及び所在地等を記載
- ③ 利用定員数  
利用契約に係る定員数を記載（空いている定員の範囲内で利用という設定も可）
- ④ 保育施設の運営、保育内容、安全対策  
法令、関係通知の順守、保育所保育指針に準じた保育、施設が講じる安全対策、提供する保育サービス内容・時間等を記載（保育サービス内容の詳細については、「重要事項説明書（書面交付事項）」のとおりという記載も可）
- ⑤ 保育園の利用、退園の手続き  
入園手続き、退園手続き及び必要書類等について記載
- ⑥ 利用料金、委託料  
利用者及び企業の利用料金等を記載
- ⑦ 利用料金の支払い  
支払い時期及び方法等について記載
- ⑧ 個人情報保護、機密保持（守秘義務）  
個人情報の保護、使用目的等について記載
- ⑨ 損害賠償  
双方の関係において相手方に損害を与えたときの賠償責任等について記載
- ⑩ 不可抗力による契約の終了  
双方いずれの責に帰さない不可抗力の契約の終了等について記載
- ⑪ 契約の解除  
契約解除の方法について記載
- ⑫ 契約の期間  
契約期間を記載（自動更新の定めも可。ただし、利用料など、契約の内容が変わったときにはその都度変更契約を行うことが必要）
- ⑬ 反社会的勢力の排除  
双方いずれも反社会的勢力でないことの表明、確認等について記載
- ⑭ 協議事項  
その他、定めのない事項の協議について記載
- ⑮ 裁判管轄の合意  
訴訟のときの裁判管轄を記載



## (10) 専門性の向上

### ①施設長（p17 も参照のこと）

施設長は、保育施設を運営するために、保育の実施と運営上の関連する各種法令や保育倫理等だけでなく、企業主導型保育事業に関する実施要綱及び助成要領並びに認可外保育施設指導監督基準を把握した上で保育施設の運営を行うことが求められます。

施設長は自己評価の結果を踏まえた保育内容の課題や苦情解決等を通して保育施設運営等の課題を自覚し、各従事者への研修等に反映させることで、保育施設全体の保育の質の向上を図り、保育施設としての社会的使命を果たすことが必要です。保育所保育指針及び保育施設における保育の理念や目標を踏まえて子どもの最善の利益を達成するために、施設の長として全職員を牽引していくことができる人材であることが必要です。

### ②職員（p17 も参照のこと）

各種従事者においても関連する各種法令を把握することは同様に求められます。各種法令を踏まえて、自分の経験・知識を活用して保育を実践していくことが必要です。

保育従事者はその言動が子どもあるいは保護者に大きな影響を与える存在であることから、特に高い倫理性を求められます。一人ひとりが子どもや保護者に与える影響を十分に理解しながら、日頃から職場内・職場外研修、自己研鑽により保育の専門性を高めることが重要です。

各種保育計画において自身が提供した保育の自己評価を通して保育の課題の洗い出しを行い、研修に役立てます。また、研修においてもその成果を自己評価し、また次の研修計画の改善に生かすというサイクルが必要です。

### ③研修の実施

保育施設において保育の質の向上を図っていくためには、各種保育計画等の自己評価だけにとどまらず、組織の中で保育の質について定期的、継続的に検討を行い、課題を把握し、改善のために具体的に取り組めるような研修体制を構築することが必要となります。施設長等のリーダーシップの下、保育施設の現状や職務分担などに基づき、体系的・計画的に取り組むことが必要です。また、研修の実施方法や内容は、具体的な保育実践を積み重ねていく中で、深まり、また掘り下げるといった繰り返しによって、保育の質の向上に繋げていくことが望まれます。

各従事者間で、経験や実践してきた保育内容の違い等、多くの経験をしてきた職員がいることを生かし、職員間で研修を開催する等相互に学び合いを深めていくことができるような体制をつくることも望まれます。



## 5. 各種運営費の解釈

### (1) 基本分単価

地域区分、定員区分、年齢区分、開所時間区分、保育士比率区分、企業区分（中小企業事業主が設置する事業所か、中小企業事業主以外が設置する事業所かの区分）の 6 つの区分からなる基本分単価を基準として助成金額を算定します。

### (2) 延長保育加算

開所時間を超過して前後 30 分以上の延長保育を実施する場合に実施時間に応じて受給できる加算となります。その為、11 時間開所の事業所の場合、11 時間を超過して延長保育を実施する場合及び 13 時間開所の事業所の場合、13 時間を超過して延長保育を実施する場合が対象となります。運営に当たっては、「延長保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日 雇児発 0717 第 10 号）」に準じた運用が条件となります。

適用されるための運営条件は下記の通りとなります（助成要領より抜粋）。なお、「平均対象児童数が〇人以上いること」とは登録ベースではなく利用実績ベースでの算定となりますのでご注意ください。なお、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分が適用されます。

#### ① 1 時間延長

開所時間を超過して 1 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の 1 日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が 6 人以上（定員 19 人以下又は夜 10 時以降に行う場合は 2 人以上）いること。

#### ② 2 時間延長

開所時間を超過して 2 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上（定員 19 人以下又は夜 10 時以降に行う場合は 1 人以上）いること。

#### ③ 3 時間以上の延長

②と同様 1 時間ごとに区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上（定員 19 人以下又は夜 10 時以降に行う場合は 1 人以上）いること。

#### ④ 30 分延長

上記①から③に該当しないもので、開所時間を超過して 30 分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 1 人以上いること。30 分未満は助成対象外となります。



※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切捨）とする。

また、加算受給に当たって、保育士その他の保育従事者を基準配置により配置し、そのうち保育士を1/2以上とする必要があります。なお、常時2人以上配置することが必要です。

本加算を受給するために延長保育を実施したことにより発生した必要な経費の一部を保護者負担とすることができます。延長保育料は11時間ないしは13時間を超えた分のみとなります。

・24時間保育施設（例）

0時～8時前延長、8時～19時通常保育、19時～24時後延長など24時間の開所も可能です。その場合、個々の児童は、通常保育にかかっている日が利用日となり、また通常保育前に利用した時間が前延長、通常保育後に利用した時間が後延長となります。

### (3) 夜間保育加算

夜間保育は夜間の保育ニーズが高い業態、地域に対応した22時までの保育を行う夜間保育施設に対する加算となります。なお、「開所時間を午後10時まで」とは園の基本的な開所時間によって設定されます。その為、11時間開所の事業所の場合、11時間の終了時刻、13時間開所の事業所の場合、13時間の終了時刻が午後10時までという解釈になります。上記(2)の延長保育による延長時間等は含まれません。

通常の開所時間（11時間又は13時間）を保育ニーズが高い時間帯で設定し、それが日中の保育時間帯となるのか、22時までの夜間の時間帯になるのかによって決められるものです。指導監査において、22時まで開所しているものの、日中の保育が中心で22時までの利用児童がほとんどいないケースについて「夜間保育加算を延長保育加算に変更すること」と指摘した事例がありましたのでご注意ください。

例：8時から22時開所で11時間開所の申請を行っている事業所

- 8時から19時を基本開所時間とし、19時から22時を延長保育とした場合は受給不可
- 8時から11時を延長保育とし、11時から22時を基本開所時間とした場合は受給可※基本開所時間とは、事業者の就労形態に基づき最も利用が想定される普遍的な開所時間を指しているため、本ケースで助成金申請し、「8時から11時」と「19時から22時」を比較して、実際の利用者について前者の方が恒常的に多くなる場合、指導・監査時の指摘事項にあたる可能性があります。





職員配置基準は 2. 職員配置 (1) 保育従事者②配置基準人数によって算出された人員の配置が必要となり、児童の仮眠のための布団毛布等や入浴のための設備等が必要となります。夜間までの保育となるため、対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供することが求められます。

なお、本加算対象として行われる開所時間内の夜間保育については、保護者に対して別途夜間保育料等を請求することはできませんのでご注意ください。

#### (4) 非正規労働者受入推進加算

企業主導型保育事業の定員内に、非正規労働者（アルバイト、パートタイマー、契約社員、派遣社員等）の児童を優先的に入所させるための定員枠を設け、それを周知している保育施設を対象として、その定員枠が空いている場合に、一部補てんを行うという性格の加算です。その為、実際に入所があった際は、本加算は支給されなくなります。

例として、パートタイム労働者の退職により、一時的にその定員枠が空いてしまった場合に、その定員が次に埋まった月（月初日に埋まった場合はその前月）までの空いている期間を対象に加算します。

本優先枠について、やむを得ない事情がある場合には正規労働者の子どもを入所させることも可能ですが、恒常的に正規労働者の枠となっている場合には、非正規労働者の優先枠とは見なされないのでご注意ください。

#### (5) 病児保育加算

企業主導型保育事業を実施する施設内で、「病児保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日 雇児発 0717 第 12 号）」に準じた病児保育を提供した場合、受給できる加算となります。主な加算必要要件を下記に記載しますが、詳細は「病児保育事業の実施について」ならびに、「企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項」（2020 年（令和 2 年）12 月 1 日）をご確認ください。

病児保育事業を行うに当たっては、児童福祉法第 34 条の 18 の規定により、あらかじめ都道府県知事に届出を行う必要があります。また、本事業の実施に当たっては、緊急時に児童を受入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、協力関係を構築しておく必要があります。特に病児対応型にあつては緊急時の対応について、あらかじめ文書により取り決めを行っておく必要があります。

病児保育室の面積については、利用定員で考える必要があり、個々は利用児童の年齢に応じた面積で構いませんが、整備する際は 1 人当たり 3.3 平方メートルが必要となります。また、それを上回る地方公共団体の基準があればその基準に準拠するようお願いいたします。

病児対応型・病後児対応型ともに保育室と安静室等（安静室又は隔離室又は観察室）の



各々2部屋必要となります。

事業類型としては主に病児保育は下記の3類型に分類されます。複数事業を展開していた場合も各々の基準を満たさなくては重複して受給はできませんので、ご注意ください。

#### ① 病児対応型

児童（小学校就学児童含む。0歳～6年生）が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を、企業主導型保育事業を提供する物件に付設された専用保育室及び安静室等で一時的に保育する事業

#### ② 病後児対応型

児童（小学校就学児童含む。0歳～6年生）が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を、企業主導型保育事業を提供する物件に付設された専用保育室及び安静室等で一時的に保育する事業

#### ③ 体調不良児対応型

当該保育施設の利用児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育施設等における緊急的な対応を図る事業及び保育施設等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業

※小学校就学児童を受入れられるのは、病児対応型と病後児対応型のみとなります。

※医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（病児保育事業実施要綱別紙2様式例 児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの）により、症状を確認した上で受入れる必要があります。

職員配置は下記の通りとなります。

なお、看護師の配置については各事業とも常駐を原則としますが、運営詳細については「助成申請、運営に当たっての留意事項」及び「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日付け雇児発0717第12号）」、「企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項」（2020年（令和2年）12月1日）も併せてご確認ください。

#### ① 病児対応型

病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置。なお看護師は常勤換算1名以上の配置とし、



保育士は児童の預かり時間以上の配置とすること。

## ② 病後児対応型

病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね 10 人につき 1 名以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね 3 人につき 1 名以上配置。なお看護師は常勤換算 1 名以上の配置とし、保育士は児童の預かり時間以上の配置とすること。

## ③ 体調不良児対応型

看護師等を 1 名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等 1 名に対して 2 名程度が条件となります。なお看護師は常勤換算 1 名以上の配置とすること。

## (6) 預かりサービス加算

保育所等を利用していない家庭における、日常生活上の突発的な事情や社会参加及び保護者の育児疲れの負担軽減の支援のために企業主導型保育事業を実施する施設内で児童を一時的に預かる事業です。

普段は保育所等を利用している児童についても、当該保育所等が閉所している夜間や休日など、通常の保育サービス等が受けられない時間、曜日には、一時預かり事業を利用することは可能としています。また、企業主導型保育施設を利用している児童の通常保育利用時以外の利用も可能です。

本事業の実施に当たって、詳しくは「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号）」ならびに、「企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項」（2020 年（令和 2 年）12 月 1 日）をご確認ください。

一時預かり事業（一般型）を行うに当たっては、児童福祉法第 34 条の 12 の規定により、あらかじめ都道府県知事等に届出を行う必要があります。

企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業（余裕活用型）」については、児童福祉法の「一時預かり事業（余裕活用型）」には該当しないため、都道府県知事等に対する届出の対象外となります。

事業類型としては下記の 2 類型に分類されます。

### ①一般型

専用の保育室を確保した上で、配置基準に基づく人員配置を専任で配置を行うことが求められます。ただし、企業主導型保育事業の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士 1 人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士 1 人とすることができ、1 日当たり平均利用児童数がおおむね 3 人以下である場合には、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第 23



条第 2 項に定める市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者を、保育士とみなすことができます。これに加え、1 日当たり平均利用児童数がおおむね 3 人以下であることに加え、保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時預かり事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士 1 名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5（3）アに定める基本研修及び 5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（子育て支援員）1 名とすることができます。

なお、職員配置については看護師・准看護師・保健師・助産師を保育士としてみなすことはできません。

一時預かり室（一般型）の面積については、利用定員で考える必要があり、個々は利用児童の年齢に応じた面積で構いませんが、整備する際は 1 人当たり 3.3 平方メートルが必要となります。また、それを上回る地方公共団体の基準があればその基準に準拠するようお願いいたします。

## ②余裕活用品

企業主導型保育事業において、当該施設に関わる利用児童数が利用定員総数に満たない施設で、配置基準に基づく人員配置を行うことが求められます。

なお、利用契約総数が利用定員総数を満たしている場合は、助成対象となりません。（欠席した児童や短時間利用児童の帰宅後の枠は余裕活用品とはなりません。）

また、通常保育の児童がいない場合に、余裕活用品のみを実施し、児童を預かることは不可となります。

## (7) 賃借料加算

企業主導型保育事業に関わる建物が賃貸物件であり、賃貸料が発生している場合に受給できる助成金となります。

定員に応じた区分により上限金額は異なります。

賃借料加算に礼金、敷金、共益費、管理費又は駐車場料は含まれません。賃料のみとなります。また、土地の賃料につきましては対象外となります。

保育施設とは別に事務室や倉庫として部屋を借りる場合、建物が別の場合は対象外となります。



## (8) 保育補助者雇上強化加算

保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的として、保育士の勤務環境改善に取り組んでおり、かつ、以下の①から③の要件をいずれも満たす者を保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）として、実施要綱第3の2の(4)に定める職員とは別に配置した場合に加算するものです。

- ①保育士資格を有していない者であること。
- ②原則として勤務時間が週30時間程度かつ1か月120時間程度であること。
- ③子育て支援員研修（地域保育コースのうち地域型保育）等の必要な研修を修了した者又は受講予定者（2021年度（令和3年度）中に受講を予定している者に限る。この場合、受講修了後速やかに修了証の写しを協会に提出すること。）であること。

保育補助者が、保育士の補助の業務として、保育に従事することも可能ですが、その場合でも保育従事者の配置基準の人数に算定することはできません。人数に含まれた場合には当該月は本加算の対象とはなりませんのでご注意ください。また、役員、園長が保育士の補助を行っている場合であっても当該職員は本加算の対象とはなりません。

なお、保育補助者は、当該業務に専任する職員を配置する必要がありますが、複数の職員を常勤換算して週30時間の勤務時間になるように配置することや週40時間の雇用を行い、10時間は他の業務を行うことも可能です。ただし、この場合においても実施要綱第3の2の(4)の規定による保育従事者の人数に含めることはできません。また、保育従事者の配置基準以上に幼稚園教諭や看護師を配置して保育補助を行うことは可能ですが、その場合にも子育て支援員研修の受講は必要となります。

## (9) 防犯・安全対策強化加算

事故防止や事故後の検証及び防犯対策の強化のため、ビデオカメラやベビーセンサーの設置等を行う場合に、各施設一度に限り、加算するものです。防犯・安全対策のための設備、備品であれば10万円を超えたものも対象となりますが、助成金の上限額は、中小企業事業主は20万円、中小企業事業主以外は10万円となります。

### ①対象経費

本加算の対象となる費用は、主として、事故防止や事故後の検証又は防犯のためのビデオカメラ、レコーダー、モニター、AED（リースも可）、ベビーセンサーの設置などに係る費用であること。

#### ※対象外経費

- ・非常用持ち出しセット
- ・消耗品や1万円未満の軽微なもの
- ・前年度に購入したものや整備費の対象となるもの
- ・カメラやセンサーに付随したいわゆる駆け付けサービス料





## ②ビデオカメラの設置場所

本加算の目的に鑑み、①重大な事故が起きやすい場所（例：子どもが食事・午睡を行う場所やプール・水遊びを行う場所など）②来所者の出入りが想定される場所（例：門扉、玄関等）に設置すること。

## (10) 運営支援システム導入加算

施設における業務のICT化を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図るため、運営支援システムを導入・使用する場合に、各施設一度に限り、加算するものです。（中小企業事業主が設置する事業所に限る。1事業当たり年額100万円となります。）※年度中に発生（導入）し、支払う額が対象となります。

- ① 対象経費については、以下のa)からc)までに掲げる全ての機能を有するシステムを導入するために要した費用（システムの導入に必要な端末の購入費用等を含む。）であること。
  - a) 保育に関する計画・記録に関する機能
  - b) 園児の登園及び降園の管理に関する機能
  - c) 保護者との連絡に関する機能
- ② システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとします。
- ③ 加算を受けようとする場合、導入を行うシステムの機能及び費用が確認できる資料とともに、システム導入のスケジュールや保育従事者の業務負担を軽減するための計画等を記載した実施計画書を協会に提出するものとします。

## (11) 連携推進加算

協会への各種助成申請手続、提携する企業間の情報共有等の連携、地域枠の児童の受入、設置している自治体への情報提供など、企業主導型保育事業を実施・連携を図る上で必要な職員を、配置基準人数に加えて別途配置した場合に受給できます。常勤・非常勤の別は問いませんが、就業規則等で定める常勤職員の1か月の勤務時間数と同様の勤務時間数である必要があります。ここでいう常勤職員とは、常用労働者のうち、事業所等で正社員・正職員（いわゆる正規型の労働者がいない場合は、同種の業務でフルタイムの基幹的な働き方をしている労働者）とする者をいいます。なお、正社員・正職員の勤務時間は事業所内で最も長く設定されているものと想定します。また、役員、園長、保育士が事務的な業務を行っている場合であっても当該職員は本加算の対象とはなりません。（ただし、保育士資格を有する者であっても連携推進加算（事務）職員として発令されており、保育士として業務に従事しない者（兼務も不可）は対象とすることはできません。）

勤務場所は当該保育施設内に限っており、行政手続き等のための外出の場合を除き常



に、当該保育施設に常駐している必要があります。

## (12) 処遇改善等加算

保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給し、「長く働くことができる」職場を構築するために、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費について加算を行います。

処遇改善加算には、施設・事業所に勤務する全ての職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含みます。）を対象とした処遇改善加算Ⅰと、副主任・職務分野別リーダー又はこれらに相当する職員の発令や職務命令を受けている職員を対象とした処遇改善加算Ⅱがあります。ただし、処遇改善加算Ⅰ、処遇改善加算Ⅱともに運営費基本分の通常の保育以外の延長保育や病児保育などに専従する職員や連携推進加算などの加算により配置されている職員については、処遇改善の対象とはなりません。

また、企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金は、その使途を制限しないことを基本としていますが、処遇改善等加算Ⅰ及びⅡに係る加算額については、確実に職員の賃金改善に充てる必要があります。

上記の他、処遇改善加算の加算要件として、賃金改善の具体的内容を記載した「賃金改善計画書」の作成や給与規程の整備、職員に対し「賃金改善計画書」の内容周知を行うなどの要件があります。加算の詳細につきましては「企業主導型保育事業費補助金実施要綱（別紙2・別紙3）」及びポータルサイト→既に施設運営中の法人様→通知等→1. 要綱・要領・留意事項→留意事項→「企業主導型保育事業処遇改善加算の留意事項」をご確認ください。

承認申請には、原則として新旧の給与規程（労働基準監督署に提出したもの）の写しの提出が必要です。協会はそれにより給与改善が行われているかの確認を行います。また、本加算額以上の改善額を支給することが必要となります。

## (13) 改修支援加算

企業主導型保育事業を実施するための建物の改修等を行った場合（改修等した保育施設において10年以上継続して企業主導型保育事業を実施する場合に限る。）に加算致します。加算期間は事業実施後の連続する10年間です。

なお、改修支援加算として、「基本分」とは別途、児童の安全性を考慮する等、建物の入口周辺等を児童向けの環境に整備した場合に「加算分」を助成します。

### ○加算金額

「基本分」及び「加算分」の合計額と、建物の改修等に要した費用に3/4を乗じた額を比較していずれか少ない方の額に1/10を乗じた額を年額の加算額として助成します。





※当加算の詳細は企業主導型保育事業費補助金実施要綱別紙 1 ⑭改修支援加算ならびに別紙 6 「改修支援加算の取扱いについて」をご確認してください。

ア 基本分

イ 加算分

児童の安全性を考慮する等、建物の入口周辺等を児童向けの環境に整備した場合

#### (14) 改修実施加算

以下について、運営費として初年度に一度限り助成します。

ア 賃借料加算

建物の改修等を行う際の工事着工から工事完了までの期間の賃借料について加算します。

イ 共同設置・共同利用連携加算

建物の改修等を行うに当たり、中小企業事業主が他の企業との共同設置、共同利用について企業間で検討、相談、準備等を行った場合に加算します。

#### (15) 利用者負担額

利用者負担額に関しては、令和元年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱第 3 の 4 の (4) に定めにより、次のとおり平均的な水準が示されています。

○利用者負担相当額（1人当たり月額）2019年10月1日から

年齢区分	利用者負担相当額
4歳以上児	23,100円
3歳児	26,600円
1、2歳児	37,000円
0歳児	37,100円

※3歳以上の「利用者負担相当額」について、副食費分の金額を減額

企業主導型保育施設を利用する児童に係る利用者負担額については、次のア又はイに掲げる児童ごとに設定すること。

ア 企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象児童以外の児童

当該児童に係る利用者負担額については、実施要綱・実施要領の別紙 1 に定める基本単価の総額から上記に定める金額（以下「利用者負担相当額」という。）の総額を控除した額が交付されることを踏まえ、具体的な利用者負担額を設定すること。

企業主導型保育事業による保育施設では、利用者負担相当額を利用者負担額として設定することを原則としていますが、合理的な理由があれば事業者の判断で利用者負担額



を変更することは可能となっています。例えば、地域の認可保育所の平均的な利用者負担額の水準と合わせることや市町村の応能負担の仕組みに準じた利用者負担とすることは、合理的な理由と見なされます。

また、従業員等に対する福利厚生等の側面があることを踏まえ、企業の負担により利用者負担を引き下げることが可能であり、同様に従業員枠と地域枠との間で利用者負担に差を設けることは可能ですが、差異の程度については社会通念上合理的と考えられる範囲に収めるようご注意ください。

#### イ 企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象児童

当該児童に係る利用者負担額については、企業主導型保育事業（施設利用給付費）として利用者負担相当額が交付されることを踏まえ、アに掲げる児童に係る利用者負担額から、利用者負担相当額を減じた額（当該額が0円を下回る場合には、0円。）を利用者負担額として設定すること。

保育料のほかに、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額については保護者に求めることができます。

請求に当たっては、あらかじめ、その金銭の使途、金額及び請求する理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得る必要があります。

- ①日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用
- ②保育等に係る行事への参加に要する費用
- ③3歳以上の児童の主食・副食費

2019年（令和元年）10月1日から、3歳以上の副食費について、無償化に伴い実費により徴収することとなりました。詳しいことは、企業主導型保育事業ポータルの「お知らせ」→通知・様式→企業主導型保育施設における幼児教育・保育の無償化に伴う対応について（事務連絡）→2.【事務連絡】企業主導型保育施設における幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について（通知）、【別添】「食材チラシ」→「給食の材料にかかる費用（給食費）について」に掲載しています。

副食費の目安は¥4,500/月です。

- ④企業主導型保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用（例：通園バス代）
- ⑤①から④に掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの（例：延長保育料等）

企業主導型保育事業においては、利用者負担の設定について市町村が関与しない制度であることに鑑み、子ども・子育て支援新制度のような応能負担の形はとっておりません。利用者負担額の設定については、利用者負担額の平均的な水準として定めた実施要綱の



別紙 4 の額を原則とし、一律に設定する場合には一定の事由がある場合であっても、その水準を必要以上(2割以上)を超えて高額にすることのないようにする必要があります。なお、個別に応能負担の仕組みを導入すること(例えば、会社役員の利用料を高め設定し、新入社員の利用料を低めに設定するなど)や地域の認可保育所の平均的な利用者負担額の水準と合わせて利用者負担額を設定するなど合理的な理由をもって独自の利用者負担を設定することは可能となっています。

利用者負担額について、事業者の福利厚生として無料とすることも本制度上は可能です。ただし、地域枠の利用児童については適切な利用料を設定することが必要です。保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価(例えば、外部講師を招いて特別な教育を行うなど)やイベントを実施する場合の実費等について、別途徴収することも可能です。その際には、事前に利用する保護者に対して十分な説明を行う必要があります。保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払いを求める場合には文書による同意も必要となります。

なお、入園の権利を保証するために、上記とは別に費用を徴収することはできません。  
 ※利用者負担については実施要綱第 3-4-(4) 及び児童育成協会ポータルサイト 既に施設運営中の法人様→通知等→1.要綱・要領・留意事項→留意事項→令和 3 年度助成申請、運営に当たっての留意事項 番号 103、104 をご参照ください。

## 企業主導型保育事業の利用者負担 (2019 年 (令和元年) 10 月 1 日から)

企業主導型保育事業の利用者負担						
利用者負担(利用者負担相当額は利用者負担額の平均的な水準として設定)						
利用者負担相当額を利用者負担額として設定することを原則とし、その水準を必要以上を超えて高額にすることのないように利用者負担額を設定(従業員枠利用者と地域枠利用者に差を設けることは可)						
上乗せ徴収(保育の提供に当たって、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価)						
教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもの。 例えば、配置基準を超えた保育士等の配置や平均的な水準を超えて運営する場合など、運営費で賄えない費用を賄うために徴収するもの。(具体的には、保育所保育指針と照らして判断) 例)・保育士加配のための費用・防犯システム など ※ あらかじめ、当該金銭の用途及び金額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。 ※ 企業主導型保育事業の助成対象外経費について、別途、自治体から助成を受けている場合に、助成金として受けている経費を利用者から二重に徴収することはできない。						
実費徴収(保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の費用)						
実施要綱上の記載	ア 日用品、文房具その他の保育に必要な個人用物品の購入に要する費用	イ 保育等に係る行事への参加に要する費用	ウ 3歳以上の児童については食事の提供に係る費用	エ 施設に通う際に提供される便宜に要する費用	オ 保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの	実費徴収してはいけないもの
具体的な品目の例	帽子、名札、制服・体操着、IDカード、写真、アルバム、DVD、自由画帳 個人用の物品等: オムツ、オムツ処理費、お尻ふき、コップ・箸・スプーン、歯ブラシ、のり、鉛筆、マーカー、はさみ、クレパス、ゴム印、教材費、シール、スモック、お道具箱、文具セット、ワークブック、カスタネット、衣類 等	遠足積立金、宿泊行事費、展覧会見学費、保護者に係る費用(保育参加時給食費、遠足費用)、イベント費用 等	主食費(米、パン、麺 等)副食費(野菜、肉、魚介類等)間食費(果物、菓子等)調味料(味噌、しょう油、塩等)	送迎費 等	布団カバー(希望者)、タオルタオルケット(希望者)、布団カバー等洗濯代(希望者)、夕食・補食代(希望者)、個人ごとに任意に加入する保険の保険料、駐車場利用料、防災頭巾 等	寝具、冷暖房費、ティッシュペーパー、連絡帳、おしぼり、入園料 等

※ あらかじめ、当該金銭の用途及び金額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。



## (16) 積立資産

助成金については、単年度毎に支出した額で精算することが原則ですが、その例外として、長期的に安定した施設運営を確保するため、運営費の助成金の範囲内で、①人件費積立資産、②備品等購入積立資産、③修繕積立資産、④保育所施設・設備整備積立資産について計上することを可能としています。

積立資産は、助成金の精算の例外的な取扱いであることから、如何なる理由、手続を行っても積立金の一部又は全部を目的外で取り崩すことはできません（目的外で取り崩した場合には当該金額は返還の対象となります）。なお、積立資産は、専用の預金口座で管理し、積立の目的に従って取り崩しを行った場合にも、何の経費に充てたのか明確にしておく必要があります。また、積立資産支出としての計上は、3月31日付で行う必要がありますが、実際の専用の預金口座への資金移動については、当該事業者の決算終了後に行うことは差し支えありません。

完了報告で積立資産支出として計上できるのは「運営費助成金の範囲内」です。助成金収入以外の自己資金を別に積み立てることを妨げるものではありませんが、その場合、上記の専用口座とは別の通帳に分けるなど、適切に管理する必要があります。

## (17) 消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）の報告事務

企業主導型保育事業助成要領第1、第2の5の(8)の規定において、助成決定（整備費・運営費）事業者は、「事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告しなければならない。」とされています。

企業主導型保育事業の整備費又は運営費の完了報告が終了し、かつ法人の決算が終了した後、速やかに消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（電子申請）を提出する必要があります。それにより返還額が生じる場合には、協会から請求書を送付いたします。

また、消費税免税事業者や簡易課税方式による申告等により返還額が0円となった場合でも本報告は必要となりますので、必ずお手続きをお願い致します。

児童育成協会ポータルサイト→既に施設運営中の法人様→通知等→5.財務・経理→消費税にある次の資料を参考に報告手続きをお願いします。

- ・「企業主導型保育事業（運営費・整備費）に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）の報告事務について」
- ・「消費税仕入控除とは」（公益財団法人児童育成協会勉強会資料より）



## 6. 施設等利用費（無償化）一時預かり・病児保育

企業主導型保育施設において、「一時預かり事業（一般型）」・「病児保育事業（病児保育・病後児保育）」を実施している場合において、市町村による施設等利用給付認定（2号・3号）を受けた企業主導型保育施設の利用児童以外の児童が企業主導型保育施設を利用した際に、その利用料は施設等利用費の対象となります。

原則として施設等利用費は市町村が利用者からの請求に基づき給付することとなるため、企業主導型保育施設においては、利用者からは一旦一時預かり等の利用料を徴収して問題ありません。

利用者は市町村に施設等利用費の請求を行う際、「利用に係る領収証」（参考様式1）及び「提供証明書」（参考様式2）を添付する必要があるため、企業主導型保育施設からは「利用に係る領収証」及び「提供証明書」を交付する必要があります。

※施設利用給付の対象施設に求める基準を満たしている必要があるため、一時預かり一般型、病児保育（病児・病後児）を実施している企業主導型保育施設は施設所在地を管轄する市町村に対して、子ども・子育て支援法第58条の2による確認の申請を行う必要があります。

※施設等利用費とは・・・施設等利用給付認定子ども（保育の必要性がある児童）が、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業等を利用したとき、市町村から保護者に対して支給されます。（3歳以上児の場合、上限3.7万円）

【参考様式1】		別添様式
年 月 日		
特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証		
預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用料		
納入者	様	
ただし、特定子ども・子育て支援利用料（年 月分）として		
設置者名称	_____	
主たる事務所の所在地	_____	
代表者職氏名	_____	印
施設・事業所の名称	_____	
特定子ども・子育て支援利用料の領収金額	_____	円（下記①の金額）
【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】		
当該月分の利用料（保育料）として		円 ①
【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】		
日用品、文房具、行事参加費、食材料費、送迎送迎費等として		円
※認可外の居宅訪問型保育事業や子育て援助活動支援事業について、送迎のみの利用は対象外		





【参考様式2】

別添様式

**特定子ども・子育て支援提供証明書**  
【令和 年 月分】

認定 保母者	フリガナ 氏名	認定 子どもの 氏名	フリガナ 氏名	法第30条の4の認定種別 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
-----------	------------	------------------	------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

(以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日（提供日数）」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

特定子ども・子育て支援の内容 (注) <input type="checkbox"/> にしを記入	提供した日（提供日数※1）	提供時間帯※2	費用※3
<input type="checkbox"/> 幼児教育(認定こども園・幼稚園・特別支援学校)	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	日 ~ 日 ( 日 )	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	日 ~ 日	: ~ :	円

※1 提供日数は、預かり保育事業のみ記載※2 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも1※3 費用は特定子ども・子育て支援利用料の額を

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

年 月 日

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	印
施設・事業所の名称	

## 7. 経理

企業主導型保育事業の整備費及び毎年度の運営費の完了報告書において、当該助成金に係る収入及び支出を報告しなければなりません。

そのため、法人本部会計とは別に、助成金単位で区分した特別会計を設ける又は補助簿を設けるなどにより、明瞭に助成金単位での経理を行う必要があります。その帳簿及び証拠書類は、事業完了（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければなりません。会計処理は経理規程を定め、これに基づいて適正に行うことが求められます。

なお、助成金は 4 月から翌年 3 月の年度単位となっていることから 3 月末決算以外の事業者についても、助成金の確定のために、助成金年度単位での収入及び支出を明らかにした会計処理を行っておく必要があります。完了報告では当該年度の保育施設の運営に係る決算書類のうち「損益計算書（明細書含む）」及び「貸借対照表」の提出が必要となります。

また、会計責任者と出納職員は別々の者を任命し、内部牽制組織を確立することや預金通帳と銀行印等は別々の者が管理するなど、助成金の適正な管理が求められます。

## 8. 休止・再開報告 取下申請

### (1) 休止・再開報告

児童が在籍していない、または必要な保育従事者数が不足していることから、保育運営



が不可能なために一定期間施設運営を行わない場合等の期間は、「休止」として取扱います。

休止として取り扱う日数は「1日」からが対象です。そのため、例え1日の休止であっても、速やかに「休止報告書」の提出が必要となります。1か月を超える休止の場合、再開までの計画書も併せて提出します。また、休止期間は職員の雇用、または児童の受入れに要する期間として「3か月」を上限としています。なお、3か月を超える場合は財産処分を含んだ閉園を検討いただくこととなりますのでご注意ください。

なお、認可外保育施設の休止届の要否については、設置届を提出した都道府県にご相談願います。また、整備費助成金を受けている施設が1年以上休園（運営費の対象にならない場合を含む。）となる場合には整備費助成金の返還を求めることがあります。いずれにしても休園により利用児童への影響が生じないよう最大限の配慮をお願いします。

※休止・再開報告書の様式は、企業主導型保育事業ポータル→既に施設運営中の法人様→様式ダウンロード→5.施設運営 「休止・再開・事故報告」に掲載しています。

## (2) 取下申請

事業を中止する場合には、次の手続きをお願いします。

① 整備費の助成決定後に事業を中止又は年度内に着工できなかった。→企業主導型保育事業（整備費）取下申請書を協会に提出（様式任意 取下年月日・取下理由を明記の上、児童育成協会理事長宛申請願います。）

② 整備費の助成額確定（完了）後に事業を廃止する。→財産処分様式を協会に提出報告の様式は、企業主導型保育事業ポータル→既に施設運営中の法人様→様式ダウンロード→4.財務・経理→財産処分に掲載しています。

※企業主導型保育事業ポータル→既に施設運営中の法人様→通知等→5.財務・経理→財産処分 にある各種資料もご確認ください。

③ 運営費の助成決定後に事業を中止又は年度内に利用児童がいなかった。→企業主導型保育事業（運営費）取下申請書を協会に提出（様式任意 取下年月日・取下理由・利用している児童がいる場合、その対応・資産（積立金・50万円以上の機械・器具等）の有無を明記の上、児童育成協会理事長宛申請願います。）

なお、認可外保育施設の廃止を伴う場合には、併せて認可外保育施設の廃止届を提出する必要があります。いずれにしても事業の中止により利用児童への影響が生じないよう最大限の配慮をお願いします。





## 9. 指導・監査

### (1) 指導・監査の種別

企業主導型保育事業は協会を通して助成金を受給します。また、法的な位置付けは認可外保育施設となります。その為、指導監査は協会及び各都道府県等が実施することになります。

協会においては、助成金の適切な執行や企業主導型保育事業の基準の遵守の観点から

- ・立入調査
- ・特別立入調査
- ・午睡時の抜き打ち調査
- ・巡回指導
- ・専門的監査（財務、労務）

を行います。

施設の運営を行うに当たっては、企業主導型保育事業ポータル→既に施設運営中の法人様→通知等→4.指導監査 にある各種資料 ならびに 企業主導型保育事業ポータル→既に施設運営中の法人様→様式ダウンロード→指導・監査→監査 の「自主点検表」を活用いただき、安全・安心な保育の実施、適正な施設運営に向けた再確認をお願いします。

### (2) 立入調査の実施方法

協会の立入調査の実施方法は、次のような手順になります。

- ①対象となる助成施設に対し、当協会又は立入調査委託事業者からおおむね実施 1 か月前を目途に通知書を発出  
※通知書に記載の立入調査実施日は、事前に電話等で調整します。
- ②調査対象施設は、1 週間前までに自主点検表を当協会又は立入調査委託事業者に提出
- ③調査日当日、監査員（2 名以上）が調査対象施設を訪問し、設置事業者、施設長等に対して聞き取り調査及び施設見分調査を行い最後に講評

立入調査における調査、質問等は、設置者又は運営の責任者に対して行うことを通例としますが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取するものとします。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取するものとします。

(※)やむを得ない理由により立入による調査の実施が困難である場合は、遠隔監査（オフサイト監査）を実施することもあります。

遠隔監査（オフサイト監査）とは、自主点検表をベースとして、立入調査時に確認して



いる項目を文書化した「書類調査確認表」への記載と電話調査を中心として執り行う調査方法です。書類提出日（調査日の10営業日前）から調査開始とし、調査前日までに書類の有無、書類の不足・不備を確認させていただきます

#### 【参考資料】

- 2021年度（令和3年度）企業主導型保育施設に対する指導・監査の実施について
  - 2021年度（令和3年度）企業主導型保育事業指導・監査実施方針及び重点事項
  - 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う指導・監査等の運営方法の変更について
  - 企業主導型保育事業専門的財務監査基準
  - 専門的労務監査基準
  - 2021年度（令和3年度）巡回指導実施について
  - 企業主導型保育事業自主点検表
- ※企業主導型保育事業自主点検表は、立ち入り調査時に関わらず、各保育施設において、内部点検を行うためにも資するものです。企業主導型保育事業ポータル→既に施設運営中の法人様→様式ダウンロード→指導・監査→監査 の「自主点検表」にエクセル形式のものを載せていますので、ご活用ください。

## 10. 参考フォーマット

企業主導型保育事業ポータル→既に施設運営中の法人様→様式ダウンロード→5.施設運営→参考フォーマット には各種参考様式を掲載していますので、ご確認ください。

（※掲載している主な参考フォーマット）

- 保育日誌
- 保育日誌（一時保育）
- 保育日誌（病児・病後児保育）
- 児童票
- 全体的な計画
- 各種指導計画
- 乳幼児の健康診断記録
- 午睡時確認チェック表
- 検食簿
- ヒヤリハット報告書
- 事故怪我報告書



## 11. 主な関係通知

- 企業主導型保育事業費補助金実施要綱
- 企業主導型保育事業助成要領
- 助成申請、運営に当たっての留意事項（令和3年度）
- 企業主導型保育事業処遇改善等加算の留意事項（令和2年8月19日）
- 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
- 保育所保育指針解説（平成30年2月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）
- 保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月 厚生労働省）
- 楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～（平成16年3月29日 厚生労働省 雇児保発第0329001号）
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月 厚生労働省）
- 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日 衛食第85号別添）
- 保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日 児発第86号）
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドライン（第2版）（平成24年10月 厚生労働省 SIDS 研究班）
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者、地方自治体共通～（平成28年3月 平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会）
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～（平成28年3月 平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会）
- 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日 雇児発177号）
- 延長保育事業の実施について（平成27年7月17日 雇児発0717第10号）
- 病児保育事業の実施について（平成27年7月17日 雇児発0717第12号）
- 一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日 27文科初第238号・雇児発0717第11号）
- 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情の仕組みの指針について（平成12年6月7日 障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号 改正平成29年3月7日 社援発0307第6号・老発0307第42号・雇児発0307第1号）
- 保育所の設置認可等について（平成12年3月30日 厚生省関係部局長通知児発第295号）

※主な関係通知の中には、改正通知が発出されているものがあります。改正後の最新の通知を確認するようにしてください。